

第2期米原市子ども・子育て支援事業計画進捗状況調査票

資料 8 - 2

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
1-(1)-1	地域子育て支援センターの充実	未就園児の親子を対象に、仲間づくりや子育ての悩み等を気軽に相談でき、子どもを安心して遊ばせることができる場所として、地域子育て支援センターを運営します。子育て世代包括支援センターと連携して、子育て家庭の教育・保育事業や地域子育て支援事業等の利用を支援します。	保育幼稚園課	子育て家庭が気軽に相談できる体制を整えるとともに、地域とのつながりや居場所づくりを図り、子育て家庭を支援していきます。子育て支援ガイドの配布をはじめ、子育て通信の発行や広報まいばらによる啓発等を実施します。子育て支援に関わる職員(保育所・幼稚園・認定こども園含む)の意識の向上を図ります。 令和4年度(目標) 園舎・園庭開放延べ参加人数4,000人 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から予約制と人数制限により開放を実施していることを踏まえ、目標値を設定。	子育て家庭が気軽に相談できる体制を整えるとともに、地域とのつながりや居場所づくりを図り、子育て家庭を支援しました。子育て支援ガイドの配布をはじめ、子育て通信の発行や広報まいばらによる啓発等を実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン相談やリモート会議等を実践しました。子育て支援に関わる職員(保育所・幼稚園・認定こども園含む)の意識の向上にも取り組みました。 令和4年度(実績) 園舎・園庭開放延べ参加人数 5,584人 (リモート相談 0件)	市内の4地域それぞれに地域子育て支援センターを開設していることで、支援センターを身近に感じ、利用する保護者も増えてきています。また、最近では低年齢児親子の利用が増加しています。園に併設していることで在園児の姿を見て子どもの成長に見通しが持てたり、子育てのヒントを得ることができるきっかけとなっています。引き続き、子育て世代包括支援センターと連携して、子育て家庭の教育・保育事業や地域子育て支援事業等の利用を支援します。相談件数の実績はないものの、今後もオンライン相談を継続する必要があります。	子育て家庭が気軽に相談できる体制を整えるとともに、地域とのつながりや居場所づくりを図り、子育て家庭を支援していきます。子育て支援ガイドの配布をはじめ、子育て通信の発行や広報まいばらによる啓発等を実施します。子育て支援に関わる職員(保育所・幼稚園・認定こども園含む)の意識の向上を図ります。今後もオンライン相談は継続するものの対面での相談を大切に事業を進めます。 令和5年度(目標) 園舎・園庭開放延べ参加人数 5,700人 予約制による開放を実施していることを踏まえ、目標値を設定。
1-(1)-2	子育てに関する情報発信の充実	保育サービスや母子保健事業の紹介、各種相談事業、子育てサークルや子どもを対象としたイベントの紹介等、子育てに必要な情報や市内の子育て支援の状況が分かる情報誌「米原市子育て応援ガイド」を発行します。「米原市子育て応援ガイド」は各庁舎窓口等に設置するほか、新生児訪問時や各種検診時に配布して啓発に努めます。広報誌や市公式ウェブサイト、子育て応援サイト「まいハグ」等により、健康診査や予防接種の日程等の情報掲示を引き続き行います。メール配信サービスや市公式フェイスブック等を活用して配信登録者の増加に努めるとともに、適時に情報発信を行います。子育て家庭への情報提供の充実のため、子育てアプリの早期導入を目指します。	健康づくり課	新生児訪問時や乳幼児健診時に「子育て応援ガイド」を配布し、啓発に努めます。また、市公式ウェブサイトや子育て応援サイト「まいハグ」に乳幼児健診日程や各種相談窓口、個別予防接種医療機関の紹介を載せ、情報の提供を行います。	母子手帳発行時や新生児訪問時、また乳幼児健診時に「子育て応援ガイド」「子育て応援ガイド-助産師への相談先編-」を配布し、啓発に努めました。また、市公式ウェブサイトや子育て応援サイト「まいハグ」に乳幼児健診日程や各種相談窓口、個別予防接種医療機関の紹介を載せるとともに、毎月の広報誌にも掲載し、情報提供を行いました。	今後、新型コロナウイルス感染症の影響により調整した乳幼児健診の内容や流れ等を変更して実施する際に、啓発周知を行う必要があります。	母子手帳発行時や新生児訪問時、また乳幼児健診時に「子育て応援ガイド」「子育て応援ガイド-助産師への相談先編-」を配布し、啓発に努めます。また、市公式ウェブサイトや子育て応援サイト「まいハグ」に乳幼児健診日程や各種相談窓口、個別予防接種医療機関の紹介を載せ、情報の提供を行います。
			保育幼稚園課 子育て支援課	子育て予定や子育て中の世帯の方に活用いただけるよう、市内公共施設を中心に子育て応援ガイドを配布し、周知を図っていきます。転入者や健康づくり課による子育て世帯への訪問に間に合うように年度内に作成し、新年度当初に発行します。 令和4年度(令和5年度版)(目標) ・発行部数:1,800部 ・発行月:令和5年4月	子育て予定や子育て中の世帯の方に活用いただけるよう、市内公共施設を中心に子育て応援ガイドを配布し、周知を図りました。転入者や健康づくり課による子育て世帯への訪問に間に合うように年度内に作成し、新年度当初に発行することが出来ました。 令和4年度(令和5年度版)(実績) ・発行部数:1,800部 ・発行月:令和5年4月	子育て支援センターなど、地域に密着した子育て支援をする必要があります。	子育て予定や子育て中の世帯の方に活用いただけるよう、市内公共施設を中心に子育て応援ガイドを配布し、周知を図っていきます。転入者や健康づくり課による子育て世帯への訪問に間に合うように年度内に作成し、新年度当初に発行します。令和5年度から冊子をリニューアルし、情報発信の充実にも努めます。 令和5年度(令和6年度版)(目標) ・発行部数:1,800部 ・発行月:令和6年4月
			子育て支援課	子育て情報のより有効な発信手段・方法を検討します。また、子育て家庭のニーズを把握する手段の検討を行います。	子育てアプリの導入を見送ることとなりましたが、子育て情報の発信手段(まいハグ)の充実を図りました。	子育て情報のより有効な発信手段の検討が必要です。また、子育て家庭のニーズを把握する手段の検討が必要です。	子育て情報のより有効な発信手段・方法を検討します。また、子育て家庭のニーズを把握する手段の検討を行います。
1-(2)-1	男女共同参画社会の推進	男女が互いに人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる社会の推進に向けて、広報啓発活動等を実施します。 男女共同参画審議会を開催し、男女共同参画推進計画の進行管理を行うほか、「ハートフルフェスタ」の開催や「女性のための相談ルームつくし」等各種相談体制の充実、女性人材バンク「なでしこネット」の活用促進に努めます。	人権政策課	女性のための相談室つくしの周知やPR 伊吹山テレビ等を活用したDV被害防止について周知様々な人権に関わる相談に対応するための職員のスキルアップ、関係機関との連携 なでしこネットのPRと登録者の増員 男女共同参画審議会を開催し、推進計画の進行管理や新たな制度等の導入に向け関係機関と連携を図る男女共同参画センターとの共同事業等、効果的な啓発の実施	女性のための相談室つくしの相談件数:132件、カウンセリング:49件 「ハートフルフェスタ」(演題:男女共同参画落語～マさん落語家奮闘記～を開催(6/24・参加者52人) 女性人材バンク「なでしこネット」の募集チラシの配付等を実施。3人を増員。(登録者数64人) 男女共同参画審議会を年3回開催(男女共同参画推進計画の進行管理、ハートフルフェスタ・ファミリーシップ宣誓制度の検討等)	引き続きなでしこネットへの登録者数を紹介等により増やすとともに審議会等委員への選出につなげる必要があります。	女性のための相談室つくしの周知やPR 伊吹山テレビ等を活用したDV被害防止について周知様々な人権に関わる相談に対応するための職員のスキルアップ、関係機関との連携 なでしこネットのPRと登録者の増員 男女共同参画審議会を開催し、推進計画の進行管理や新たな制度等の周知および関係機関と連携を図る男女共同参画センターとの共同事業等、効果的な啓発の実施
1-(2)-2	ファミリーサポートセンター事業の実施	就学前施設、小学校等への送迎や、その前後の保育、趣味活動等のリフレッシュ時に子どもを預かるといったサービスを提供したい人や受けたい人が会員となり、育児の相互援助を有料で行うファミリーサポートセンター事業を実施します。	子育て支援課	ファミリーサポートセンター延べ援助回数:305回	[実績]ファミリーサポートセンター延べ援助回数:146回 令和4年度も、コロナ禍前より利用者が減少し、目標としていた援助回数には届きませんでした。しかし、親子が参加するイベント等で会員の募集と制度の周知を図りました。	延べ援助回数をコロナ禍前の水準に戻すため、改めて制度の周知や新規の利用会員、サポート会員の獲得を図っていく必要があります。	ファミリーサポートセンター延べ援助回数:307回

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
1-(2)-3	民生委員児童委員活動による子育て支援	米原市民生委員児童委員協議会連合会、各民生委員児童委員協議会の活動として、地域の子育て支援に関する研修会の開催や事業への参加、協力をし、子育て・子育てしやすい地域づくりを進めます。	福祉政策課	民児協連全体に対し子どもへの関わりをテーマとした講演研修を計画します。コロナ禍で虐待数が増えている現状に対し、発見や相談に対するスキルアップを図るほか、民生委員・児童委員による地域コミュニティの活性化を進めます。	4単位民児協の児童福祉部会や市民児協主任児童委員連絡会において、コロナ禍における地域の実情把握や通学路の確認等を実施しました。また児童に関する参考書籍を購入し委員の自己研鑽を図りました。	市および単位民児協での研修の場がなく、十分な委員活動ができていないため、実情に応じた研修会等を計画します。また、主任児童委員と地域および学校との繋がりを深め、活動しやすい環境を構築することが課題です。	民児協連全体に対し子どもへの関わりをテーマとした講演研修を計画します。コロナ禍で虐待数が増えている現状に対し、発見や相談に対するスキルアップを図るほか、民生委員・児童委員による地域コミュニティの活性化を進めます。
1-(2)-4	【新規】図書館を活用した子育て支援	子育てに関連する図書の紹介をしたり、児童コーナーに子育て関連の雑誌を配置するなど、図書館で子育てに関する情報の提供を行います。	図書館	子育てに関連する図書の紹介コーナーを2回作成します。	子育てに関連する特集展示を2回作成しました。「子育てのサブリメント」「子ども・子育て支援」	子育て世代にとって魅力のある図書館として利用してもらえるように、今後も積極的に子育てに関連する資料や情報を収集・保存し、市民に提供していきます。	子育てに関連する図書の紹介コーナーを2回作成します。
1-(3)-1	延長保育・休日保育の実施	市内の保育所や認定こども園で、延長保育は10園、休日保育は1園で実施しています。保護者の勤務形態の多様化による時間外保育、日曜日・祝日の保育ニーズに応じた対応の充実に努め、より利用しやすい事業の在り方について検討します。	保育幼稚園課	市内の保育所および認定こども園全園において、延長保育を実施します。また、1園で休日保育を実施します。	延長保育の実施園：10園/全12園 休日保育の実施園：1園/全12園	保育士等の不足により休日保育の実施が困難であり、まずは保育士等確保対策に努める必要があります。	市内の保育所および認定こども園全園において、延長保育を実施します。また、1園で休日保育を実施します。
1-(3)-2	病児保育の実施	幼稚園や認定こども園の入所児童が病気の進行期または回復期で家庭や集団での保育が困難な場合等において、一時的に保育を行う病児・病後児型と、保育所等で体調を崩した子どもを保護者のお迎えまで看護師が対応する体調不良児対応型の病児保育を実施します。	保育幼稚園課	引き続き病児・病後児保育および体調不良児対応型保育を実施します。	病児・病後児保育の実施施設：1か所「おおぞら」 体調不良児対応型保育の実施園：6園/13園	体調不良児対応型については、公立園全園に看護師を配置し実施できていますが、民間園でも実施できよう働きかける必要があります。	引き続き病児・病後児保育および体調不良児対応型保育を実施します。
1-(3)-3	一時預かり事業の実施	保護者の病気、就労、冠婚葬祭、リフレッシュ等により保育が必要となった場合、子どもを保育所や認定こども園で一時的に保育を行うとともに、より利用しやすい事業の在り方について検討します。	保育幼稚園課	一般型一時預かりについては、公立4園、民間3園で実施します。 幼稚園型一時預かりについては、山東幼稚園を含む市内公立園全園および民間2園で、平日も含め実施します。	一般型一時預かり 延べ利用回数 698回 幼稚園型一時預かり 延べ利用回数 4,107回	それぞれ対象となる一時預かり事業が異なることから、対象事業の取組ができるよう民間園に働きかけます。R5年度から未就園児の定期的な預かり事業をモデル的に開始します。子どもが集団生活の中で過ごすことで得られる成長や保護者の負担軽減を図ります。	一般型一時預かりについては、公立4園、民間3園で実施します。 幼稚園型一時預かりについては、山東幼稚園を含む市内公立園全園および民間2園で、平日も含め実施します。 また、未就園児の定期的な預かり事業については、関係機関と連携して取り組みます。
1-(3)-4	【新規】保育人材の確保・定着の促進	多様な保育ニーズにこたえていくために、保育士や幼稚園教諭免許の有資格者、子育て支援員等の保育人材確保策を強化するとともに、働きやすい職場に向けて労働環境の改善を図り、離職防止に努めます。	保育幼稚園課	新規採用保育士に対する奨学金返還支援の継続と、新たに家賃補助制度を実施します。 保育・介護職への就職希望者を対象とした合同就職フェアを開催し、保育人材の確保を図ります。	保育業務支援システムの導入済園 公立園全園 民間園6園/8園 新規採用保育士に対する奨学金返還支援と新たに家賃補助制度を創設し実施しました。保育・介護職希望者を対象に合同就職フェアを開催し、保育人材の確保を図りました。 私立保育所等の保育士への処遇改善臨時特例事業に取り組みとともに、令和4年度からクラス担任の月額給料単価の引き上げを行いました。	新規採用保育士に対する支援や、就職フェア等での魅力発信を通して、保育人材の確保が必要です。特に早朝、夕方勤務の人材が不足しており、対策が必要です。	引き続き、新規採用保育士に対する奨学金返還支援と家賃補助制度を実施します。 今年度も保育・介護職への就職希望者を対象とした合同就職フェアを開催し、保育人材の確保を図ります。また、私立保育所等の保育士への処遇改善事業にも取り組みます。
			子育て支援課	新型コロナウイルス感染症への対応の最前線で働く支援員の処遇改善のため、令和4年2月から3%程度の賃金改善を図ります。 (令和4年4月～9月) 放課後児童クラブ支援員処遇改善事業補助金 (令和4年10月～) 放課後児童クラブ運営事業委託料	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く放課後児童クラブ支援員の処遇改善のため、賃金引上げ措置を実施しました。 (4月～9月) 放課後児童クラブ支援員処遇改善事業補助金 ：5,042,400円 (10月～3月) 放課後児童クラブ運営事業委託料 ：4,581,500円	国の子ども・子育て支援交付金、県の地域子育て支援事業費補助金を活用し、令和4年2月から始まった放課後児童クラブ支援員の処遇改善が一過性のものとならないよう、引き続き賃金引上げ措置を行います。	継続した賃金改善を図ります。また、支援員が働きやすい労働環境づくりに努めます。
1-(3)-5	低年齢児保育の実施	3歳未満児の保育について、年度途中の受入れ等、利用しやすい環境の充実に努めます。	保育幼稚園課	引き続き、低年齢保育士サポーターの配置および低年齢児保育事業の支援を実施します。	公立園全園に低年齢児保育士サポーターを配置しており、また、民間園には低年齢児保育事業として支援しました。	継続して実施する必要があります。	引き続き、低年齢保育士サポーターの配置および低年齢児保育事業の支援を実施します。
1-(4)-1	【重点事業】企業・事業所の子育て支援の取組の促進	育児休暇が取得しやすい、就労者が地域活動に参加しやすい、学校行事に参加しやすいなど、子育てを支援する職場づくりが推進されるよう、市内企業を対象に企業訪問を実施し、啓発を行います。	農林商工課	企業訪問の際に新たに施行された育児・介護休業法について啓発します。	育児休業(4/1環境整備義務化)と産後/育休(10/1創設・環境整備義務化)に関して、市内事業者の対応状況を調査し、対応ができていない事業者に対して啓発活動を実施しました。	市内事業所に、子どもの看護休暇制度の周知および制度について働きかけるとともに、休暇制度を積極的に活用している企業の事例を紹介するなど、子育てをしながら働き続けることができる労働環境づくりに努める必要があります。	市内企業を対象に企業訪問を実施し、啓発を行うとともに、仕事と家庭の両立支援に取組む市内事業者の事例等を紹介するなど、より効果的な情報発信を行います。
1-(4)-2	【新規】若者・女性の起業・創業支援の推進	創業による新たなビジネスや雇用の創出を促進し、経済の好循環を生み出すため、創業支援事業者(商工会)の支援を受けて、創業を目指す女性や若者への支援を行います。	農林商工課	起業を目指す女性を含め、まいばら経営塾の案内をはじめ、市等の支援施策の情報提供や創業の新事業に向けた支援を実施します。	起業者を創業前から創業まで一貫して支援するため、創業に必要なマーケティングの知識や事業計画作成等を目的とした、経営塾を米原市商工会と連携し開催しました。 まいばら経営塾 8回 女性の受講者 20人 女性の新規創業者 2人	経営塾参加者のアンケート結果等をふまえ、カリキュラム等の工夫が必要となっています。	起業を目指す女性を含め、まいばら経営塾の案内をはじめ、市等の支援施策の情報提供や創業の新事業に向けた支援を実施します。

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
1-(5)-1	【新規】 子どもの貧困に 関する実態調 査の実施	子どもの生活に関する実態調査を行い、本市における子どもの貧困の実態を把握します。	子育て支援課	学校連携マネージャーを継続して配置し、学校現場で困り感のある子どもを把握し、教職員を交えてアセスメントし、関係機関につないでいきます。学校への聞き取りは、他の訪問等と同行するなどし、負担を減らします。	全体として2か月に1回程度学校訪問を実施。要保護児童や要支援児童と位置付けた場合は減るが、全体では増加している。困り感のある子ども:70人 小学校138人、中学校79人 計217人(うち147人は要保護・要支援児童) 令和3年度の困り感のある子ども86人のうち、22ケースに対応(学校、SSW、子ども家庭相談員とのつなぎ、情報提供など)した。うち、生活学習支援につないだケースが1件、重層的支援会議につないだケースが1件。	学校への聞き取りや訪問は、家庭指導相談員の支援業務と重なることがあるため、学校の負担を減らす取り組みが必要となっています。	学校連携マネージャーを継続して配置し、学校現場で困り感のある子どもを把握し、教職員を交えてアセスメントし、関係機関につないでいきます。学校への聞き取りは、他の訪問等と同行するなどし、負担を減らします。
1-(5)-2	【新規】 【重点事業】 子どもの貧困に 関する実態調 査の実施	子どもや子育て家庭と関わる様々な機関に子どもの貧困への理解を深めてもらうための学習会等を実施します。学習会等を通して、貧困の状態にある子どもや世帯を包括的に支援するためのネットワークを構築します。また、子どもの健康や生活習慣の体得等については、学校生活を通じた把握や支援が必要であることから、スクールソーシャルワーカーの配置の増員について検討します。	学校教育課	各校からの情報や子育て支援課との連携の中で、困難な状況に置かれた子どもに対する生活支援および学習支援の積極的な提供に努めます。また、学校連携マネージャーやスクールソーシャルワーカーと連携し、子どもの支援につなげます。	子育て支援課と連携して、子どもの生活支援や学習支援を行うことができました。社会福祉協議会の「ほたる一む」、事業において、小学生11名、中学生1名の学習支援を行いました。スクールソーシャルワーカーには年間、市内小中学生122人の相談がありました。	学校連携マネージャーを活用し、学校と行政がさらなる連携を図っていきます。また、民間施設との連携を模索し、一人一人の子どもにあった支援を検討していきます。市費で任用されたスクールソーシャルワーカーを積極的に活用していきます。	各校からの情報や子育て支援課との連携の中で、困難な状況に置かれた子どもに対する生活支援および学習支援の積極的な提供に努めます。また、学校連携マネージャーやスクールソーシャルワーカーと連携し、子どもの支援につなげます。
			子育て支援課	学校連携マネージャーを継続して配置し、学校現場で困り感のある子どもを把握し、教職員を交えてアセスメントし、関係機関につないでいきます。学校への聞き取りは、他の訪問等と同行するなどし、負担を減らします。	全体として2か月に1回程度学校訪問を実施。要保護児童や要支援児童と位置付けた場合は減るが、全体では増加している。困り感のある子ども:70人 小学校138人、中学校79人 計217人(うち147人は要保護・要支援児童) 令和3年度の困り感のある子ども86人のうち、22ケースに対応(学校、SSW、子ども家庭相談員とのつなぎ、情報提供など)した。うち、生活学習支援につないだケースが1件、重層的支援会議につないだケースが1件。	学校への聞き取りや訪問は、家庭指導相談員の支援業務と重なることがあるため、学校の負担を減らす取り組みが必要となっています。	学校連携マネージャーを継続して配置し、学校現場で困り感のある子どもを把握し、教職員を交えてアセスメントし、関係機関につないでいきます。学校への聞き取りは、他の訪問等と同行するなどし、負担を減らします。
1-(5)-3	【新規】 子どもの学習・ 生活支援事業の 実施	貧困状態にある子どもの支援をその世帯全体の課題として捉え、学習・生活支援、親と子への養育支援を行います。また、市内にある社会資源を活用、創出することにより、子どもの居場所をつくり、子どもの自立に向けて取り組みます。	社会福祉課	生活困窮世帯への支援の充実を図ります。 ・実利用者数:15人	市内の子ども食堂や社会福祉協議会の施設を活用、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習習慣の定着等の支援を実施しました。 ・実利用者数:6人	課題がある子どもを早期に発見し支援につなげる仕組み作りが必要であり、学校等への更なる事業周知が必要です。また、居場所等を創出する協力団体の開拓も課題です。	生活困窮世帯への支援の充実を図ります。 ・実利用者数:10人
			子育て支援課 (児童相談G)	ひとり親家庭への支援を行います。 (3世帯)	ひとり親家庭への支援を行います。 (3世帯6人)	保護者のニーズや都合に合わない利用されない場合があるため、関係機関とともに関係性を築いていく必要があります。	ひとり親家庭への支援を行います。 (3世帯)
2-(1)-1	米原市子ども家庭相談室と各種相談窓口の連携	子ども家庭相談室と若者自立ルーム「あおぞら」の連携を強化し、年齢階層で途切れることなく、子ども、若者の自立に向けた支援を推進します。 *関連相談窓口:子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、こころの教育相談、健康づくり課、発達支援センター、学校教育課、少年センター、若者自立ルーム「あおぞら」、母子父子自立支援員、児童発達支援センター「てらす」等	子育て支援課 (児童相談G)	統括相談員を中心に、子育て世代包括支援センター、あおぞら、重層的支援会議などの機関や事業と連携します。 (「あおぞら」を通じた就労件数:5件)	統括相談員を中心に、子育て世代包括支援センター、あおぞら、重層的支援会議などの機関と連携しました。 (「あおぞら」を通じた就労件数:5件)	一機関で解決できない複合的な課題をもつ家庭が増えているため、引き続き、子ども家庭相談室と各種相談窓口の連携を強化する必要があります。	統括相談員を中心に、子育て世代包括支援センター、あおぞら、重層的支援会議などの機関や事業と連携します。 (「あおぞら」を通じた就労件数:5件)
2-(1)-2	児童虐待防止の啓発	児童虐待についての知識の普及と早期通報への協力を呼び掛け、民生委員児童委員をはじめとした団体との連携により、組織的な取組の充実を図ります。 関係機関・団体への協力要請、児童虐待防止推進月間の取組、オレンジボンキャンペーン、県のキャラバン隊の受入れ、広報紙等による啓発、CAP(キャップ-子どもへの暴力防止)プログラムを実施します。	子育て支援課 (児童相談G)	広報まいばら等を通じて児童虐待防止の啓発を図ります。 新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるが、全ての園でCAP研修が実施されるよう、各園に呼び掛けを行います。	広報まいばら掲載3回 子どもへの虐待防止プログラムの実施(教職員向け1回、保護者向け9回、子ども向け27回) 県キャラバン隊の受入れ びわこ一周オレンジボンたすきりレーへの参加	子ども虐待防止プログラムの研修実施を見合わせた園が2園あったため、全園で実施してもらえよう働きかけていく必要があります。引き続き広報等啓発をしていく必要があります。	広報まいばらを通じての啓発の実施 子ども虐待防止プログラムの実施
2-(1)-3	児童虐待の緊急対応	児童虐待の緊急対応については、子どもの命を守る観点で、一時保護や強制介入などの緊急対応を行えるよう、警察や児童相談所との連携をより一層強化します。	子育て支援課 (児童相談G)	児童虐待死亡事例ゼロの更新 要保護児童対策地域協議会の危険度が高いケースを中心に、彦根子ども家庭相談センターおよび米原警察署との連絡を緊密に行っています。	一時保護 6件	警察や彦根児相との連携強化	虐待死亡事例ゼロの更新 陽保護児童対策地域協議会の危険度が高いケースを中心に、警察や彦根児相相談所との連携を密に行っています。
2-(1)-4	要保護児童対策地域協議会の充実	児童福祉法に基づき「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。 保護者の養育を支援することが必要である児童(要支援児童)もしくは保護者に監護させることが不適当である児童(要保護児童)およびその保護者、または出産後の養育について出産前から支援が必要な妊婦(特定妊婦)等への支援を総合的に行うため、関係機関との連携を充実させて児童虐待の未然防止と早期対策の確立に努めます。	子育て支援課 (児童相談G)	児童虐待死亡事例ゼロの更新 代表者会議 1回 実務者会議 11回 ケース会議 随時	実務者会議 1回 ケース会議 58件	関係機関との連携強化	児童虐待死亡事例ゼロの更新 代表者会議 1回 実務者会議 8回 ケース会議 随時

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
2-(1)-5	【新規】 【重点事業】 子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭総合支援拠点を設置し、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、全ての子どもとその家庭および妊産婦等を対象として、必要な支援に係る業務全般を行います。また、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期(胎児期)から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めます。	子育て支援課 (児童相談G)	職員体制の拡充を図り、令和4年度中の子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。	職員体制の拡充を図り、令和6年度から子ども家庭総合支援拠点の設置ができるよう体制を整えました。	正規職員の確保、専門性の拡充を図る必要があります。	子ども家庭総合支援拠点の設置(令和6年度～)
2-(1)-6	DVの防止と家族への支援	DVが確認された家庭に子どもがいる場合、「心理的虐待」があったと認め、児童虐待防止の観点から安全確認および家庭支援の取組を実施しています。母子父子自立支援員や家庭相談員が連携し、子どもに与える影響を最小限にとどめるとともに、被害に遭遇した保護者や子どもたちのメンタルケア等必要な支援を行います。	子育て支援課 (児童相談G)	毎週2回開催している児童相談グループ会議に、家庭相談員と母子父子自立支援員が参加することにより、リスクのある家庭を把握し、早期支援につなげます。	児童相談グループ会議にて情報共有しました。 DV相談件数 20件 母子避難 0件	DVや離婚に関わる相談の早期対応	週2回実施している内部会議に家庭相談員と母子父子自立支援員が参加することにより、リスクのある家庭を把握し、早期支援につなげます。
2-(1)-7	養育支援訪問事業の実施	若年の妊娠、望まない妊娠や妊婦検診未受診、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、家庭相談員・保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導や助言等を実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。	子育て支援課 (児童相談G)	家庭相談員による養育支援訪問の継続的に実施します。	家庭相談員養育支援訪問 23世帯 延べ91回実施	必要に応じて、継続して実施し、虐待のリスクを減らしていく必要がある。	家庭相談員による養育支援訪問を継続的に実施します。
2-(2)-1	防犯対策に関する情報提供と防犯灯の整備	犯罪や防犯対策について、防災情報伝達システムにより情報提供を行うとともに、学校安全安心メールを活用した、学校、保護者、地域のスクールガードへの情報発信と共有を図ります。また、防犯灯等の整備および各自治会への防犯灯設置の補助を実施します。	防災危機管理課	防災情報伝達システムを活用した防犯情報の提供 防犯灯の新設 2自治会 6基 防犯灯補助自治会 26自治会 225基	防災情報伝達システムを活用した防犯情報の提供しました。 防犯灯の新設 2自治会 9基 防犯灯補助自治会 27自治会 223基	継続実施	自治会での防犯灯設置が困難な場所について、新設工事を実施します。
			学校教育課	メールの登録状況の確認を行い、全保護者のメール登録を達成します。	保護者に対して安心安全メールの登録の徹底を図るとともに、新型コロナウイルス感染症防止のお願いや不審者事案等のメール配信を行いました。また、次年度の入学生に対して、年度内にメール配信を行うことを想定して、学校説明会時にメール登録をお願いし、登録していただきました。	継続実施	メールの登録状況の確認を行い、全保護者のメール登録を達成します。
2-(2)-2	防犯パトロールの実施	青色回転灯パトロール車による啓発活動を実施します。また、防犯パトロール隊による見守りや地域における子どもたちの遊び場、通学路、ため池等の危険箇所の点検を随時実施します。	防災危機管理課	青色回転灯パトロール車による啓発活動を実施するとともに、防犯パトロール隊による見守り活動等を実施します。	青色回転灯パトロール車による啓発活動を実施するとともに、防犯パトロール隊による見守り活動等を実施しました。	見守り隊の高齢化が進んでおり、後継者の確保が課題となっています。	青色回転灯パトロール車による啓発活動を実施するとともに、防犯パトロール隊による見守り活動等を実施します。
			子育て支援課 (少年センター)	新型コロナウイルス感染症の感染対策を取りながら、パトロールを継続実施します。	少年補導委員の新型コロナウイルス感染症の感染リスクを下げつつ、青色回転灯パトロール車によるパトロールを実施しました。	新型コロナウイルス感染症の感染予防を図りながら、可能な限り事業を縮小せず継続することが必要となっています。	新型コロナウイルス感染症の感染対策を取りながら、パトロールを継続実施します。
			地域振興課	車両を廃止しております。	青色回転灯パトロール車の配車は、統合庁舎の整備に伴い、地域振興課の所管外になりました。なお、青色回転灯は防災危機管理課が管理されていましたが、各市民自治センターにおける青パト車両は廃止されています。	左記のとおり	左記のとおり
2-(2)-3	【重点事業】 学校安全管理体制の充実	より多くの子供たちを見守っていくために、学校、保護者、地域ぐるみでの体制整備を進めます。また、新たなスクールガードリーダーとなる人材の確保に努めます。スクールガードリーダーによる不審者対応巡回児童・スクールガード養成講習会を実施します。	学校教育課	スクールガードリーダーや米原警察署生活安全課による不審者対応巡回指導を実施します。スクールガードリーダーとなる人材確保に努めます。(米原警察署との連携)学校たより等を通じて、スクールガード等にも避難訓練への参加を呼びかけます。	スクールガードリーダーや米原警察署生活安全課と連携して、不審者対応避難訓練を実施しました。子ども安全リーダーにも参加いただき、不審者進入時の対応について共有することができました。	新たなスクールガードリーダーの人材確保が必要です。スクールガード等、子どもの見守り活動をしてくださっている方に、不審者対応避難訓練に参加していただきたいと、米原警察署生活安全課から要望をいただいております。	スクールガードリーダーや米原警察署生活安全課による不審者対応巡回指導を実施します。スクールガードリーダーとなる人材確保に努めます。(米原警察署との連携)学校たより等を通じて、スクールガード等にも避難訓練への参加を呼びかけます。
2-(3)-1	交通安全教室・指導の実施	保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の幼児・児童・生徒に対し、交通ルール順守や通学時のマナーの改善だけでなく、危険な状況に対してどのように対処するかなどを身に付けるための交通安全教室を実施します。	保育幼稚園課	園での交通安全指導をはじめ交通安全教室を実施します。	園での交通安全指導や交通安全教室を実施しました。	継続して実施する必要があります。	園での交通安全指導をはじめ交通安全教室を実施します。
			学校教育課	小学1年、中学1年を対象とした交通安全教室の実施:全15小中学校 交通安全マップの作成:全15小中学校 安全な自転車の乗り方についての学習を進めます。	米原警察署交通課等に協力いただき、入学生を対象とした交通安全教室を実施しました。交通安全マップの作成を行いました。	自転車条例施行に伴い、安全な自転車の乗り方について学習する機会を設けるとともに、保険の加入等、保護者へ向けた啓発が必要です。	小学1年、中学1年を対象とした交通安全教室の実施:全15小中学校 交通安全マップの作成:全15小中学校 安全な自転車の乗り方についての学習を進めます。
			防災危機管理課	毎月1日・15日に、通学する児童生徒に対して交通安全協会と交通指導員による交通安全指導を実施します。	毎月1日・15日を基準日として、交通安全指導(立哨)を実施します。	交通安全指導員は廃止	交通安全指導員は廃止
2-(3)-2	通学路の点検と登下校時等の見守り活動の実施	通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検等、地域や関係機関と連携した通学路の安全確保に取り組みます。学校と連携してスクールガードシステムの在り方について検討し、登下校の見守り活動を強化します。また、小学校の登下校時刻になるべく外の用事を行いながら子どもたちを見守る8・3運動や園外活動について、地域への呼び掛けを積極的に行います。	保育幼稚園課	登下校なので該当なし。			登下校なので該当なし。
			教育総務課	小学校の下校時に合わせ、登下校の見守り活動である8・3運動について、防災無線で放送します。	引き続き、小学校の下校時に合わせ、登下校の見守り活動である8・3運動について、防災無線で放送しました。	少子化により、低学年児童1人で下校せざるを得ない自治会もあり、通学におけるスクールバス等の利用基準や安全確保対策について見直しが必要となっています。	小学校の下校時に合わせ、登下校の見守り活動である8・3運動について、防災無線で放送します。
			建設課	通学路、未就学児お散歩ルートの安全対策について、合同で点検し、計画を立案します。	通学路、未就学児お散歩ルートの安全対策について、合同で点検し、計画を立案しました。	引き続き、関係各課、関係機関、地域等の合同による点検を行います。県道、国道の改善要望を行います。	合同で点検、計画を立案した箇所について、安全対策工事を実施します。

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
			学校教育課	関係各課、関係機関、地域等の合同による通学路点検の実施および対策協議会を開催します。	千葉県での事故を受け、歩車分離されていない歩道を中心に、合同点検を行います。	引き続き、関係各課、関係機関、地域等の合同による点検を行います。県道、国道の改善要望を行います。	関係各課、関係機関、地域等の合同による通学路点検の実施および対策協議会を開催します。
2-(3)-3	【新規】ゾーン30の設定とキッズゾーンの設置	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、通学路グリーンベルト、ゾーン30の設定による速度規制とその他の安全対策を公安委員会などへ要望していきます。また、国、県の動向を踏まえ、保育所、幼稚園、認定こども園の保育施設の散歩コースへのキッズゾーンの設置について、計画的に取り組みます。	防災危機管理課	公安委員会へ要望します。(自治会要望・通学路安全プログラム点検等で要望があがってきた箇所のとりのめ等)	要望に伴い、工事を実施しました。	自治会要望・通学路安全プログラム点検等で要望があがってきた箇所のとりのめ等	公安委員会へ要望します。(自治会要望・通学路安全プログラム点検等で要望があがってきた箇所のとりのめ等)
			建設課	直線道路で交通量の多い道路において、グリーンベルト、防護柵、車止めの設置工事をを行い、通学路の安全対策を実施します。	各学校からの要望に基づく通学路点検結果に基づき、防護柵の設置について、検討を進めました。		直線道路で交通量の多い道路において、路面標示、防護柵、車止めの設置工事をを行い、通学路の安全対策工事を実施します。
2-(3)-4	通学路や歩道の安全対策および除雪対策	歩道の整備・維持管理等、安全な通学路の整備に努めます。冬期雪寒時の通勤・通学等生活基盤である主要幹線道路の交通を確保するため、降積雪状況や道路交通状況等を速やかに把握し、迅速かつ適切な除雪活動を実施します。併せて歩行者の安全を確保するために歩道の除雪も実施します。	建設課	近江地区において、計画的にバイパス工事、歩道拡幅工事を実施します。	近江地区において、計画的にバイパス工事、歩道拡幅工事を実施しました。		近江地区において、歩道拡幅工事は、令和4年度で完了したため、計画的にバイパス工事を実施します。
3-(1)-1	相談体制の充実	人権擁護委員、行政相談委員、民生委員児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が共同で、公共施設等を会場に市民の心配ごと総合相談を開設しています。ここでは民生委員児童委員が主となり、子育て支援等の一般的な相談を行います。	福祉政策課	人権擁護委員、行政相談委員、民生委員児童委員による相談事業を実施します。	毎月原則第2、第4火曜日に相談会場を市内の各施設に開設しました。	利用者が少なく、事業の効果が低いため廃止を含めた事業の見直しが必要となっていますが、相談事業を確保することは重要であるため、慎重な検討が必要です。	人権擁護委員、行政相談委員、民生委員児童委員による相談事業を実施します。
		健康診査後のフォロー等子育ての相談として育児相談、発達相談を実施する「すくすくホットライン」を引き続き設置します。	健康づくり課	訪問や面接等で乳幼児健診事後フォローを丁寧に行うとともに、困ったときに相談できる場としての育児相談やすくすくホットライン等の周知を積極的に行います。また、オンライン相談についても周知していきます。	健診事後指導等の個別支援を、訪問・面接・電話でのべ535人に実施しました。また、希望者に対して実施する育児相談は24回開催し、のべ151人参加されました。オンライン相談の利用者はありませんでした。	健診事後指導を確実に実施できるよう専門職の人員配置等の指導体制を整える必要があります。また、面接での乳児の相談ができる場所が限られているため、相談場所の確保も課題です。	訪問や面接等で乳幼児健診事後フォローを丁寧に行うとともに、困ったときに相談できる場としての育児相談やすくすくホットライン等の周知を積極的に行います。また、オンライン相談についても周知していきます。
3-(1)-2	【新規】(重点事業)子育て世代包括支援センターの運営	子育て世代包括支援センターにおいて、保健師、保育士等の専門職を確保し、相談体制の充実を図ります。また、関係機関との連携強化を図り、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を行います。さらに、関係課で連携会議を開催し、支援の必要な家庭の情報共有、支援プランの作成を行います。	健康づくり課	基本型、母子保健型において相談しやすい環境整備を行うとともに、支援の必要な家庭については、子育て支援センター等関係機関と連携会議を開催し、連携しながら切れ目のない支援を行っていきます。	母子保健型の支援を76件、情報提供を46件、基本型の支援を145件、情報提供を10件行い、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を行いました。また、関係課で連携会議を月1回開催し、20家庭、延べ135件の情報共有を行いました。	育児不安や負担感が強い家庭であっても、支援を拒否される家庭もあり、どのように介入していくかが課題です。	基本型、母子保健型において相談しやすい環境整備を行うとともに、支援の必要な家庭については、子育て支援センター等関係機関と連携会議を開催し、連携しながら切れ目のない支援を行っていきます。
			子育て支援課(児童相談G)	母子保健コーディネーター1名、子育て支援コーディネーター1名の配置による相談体制を確保します。年12回の連携会議を開催します。	子育て世代包括支援センター会議 12回開催 相談対応件数 155件	乳幼児を養育している保護者の育児相談を受けられる体制を確保し、安心して子育てができるよう支援していきます。	母子保健コーディネーター1名と、子育て支援コーディネーター1名を配置による相談体制を確保します。年に12回の連絡会を開催します。
3-(1)-3	子育てサロンの充実	未就園児を持つ親の仲間づくり、情報交換の場となる子育てサロンの増加を目指して、開設を希望する団体と情報交換を行い、支援の在り方について検討します。 ・社協子育てサロン(東部デイサービスセンターはびろん、奇ろ家うかの、行こ家のとせ)の運営	子育て支援課	ニーズの高い地域に限定するなどして、子育てサロン事業を進めます。(米原市社会福祉協議会事業)	子育てサロンの運営については、令和2年度で終了しました。		
3-(1)-4	子育てサークルの育成	母子保健事業や地域子育て支援センターの利用等をきっかけにして、保護者自身が自主的に運営する子育てサークルづくり「こもち-ス広場」の開催や、そのサークル活動が持続的なものになるようサークル同士の交流に取り組む社会福祉協議会と連携し、子育て家庭の孤立解消に取り組めます。 ・子育てサークルづくり「こもち-ス広場」(社協) ・各子育てサークル活動への支援(社協)	子育て支援課	感染症対策を行いながら、年間5回の予定で子育てサークルづくり事業を推進します。(米原市社会福祉協議会事業)	子育てサークルづくり「こもち-ス広場」において、米原地域を会場に、地域のボランティアさんとの交流も交えながら実施しました。5回シリーズで10組の参加があり、多肉植物の寄せ植えやおはぎづくり・鯛のつかみどり等を通じて交流を図りました。	対象となる未就園児家庭に情報が届くよう、子育て支援センターに協力を依頼する等周知方法について検討が必要です。	感染症対策を行いながら、年間5回の予定で子育てサークルづくり事業を推進します。(米原市社会福祉協議会事業) 既に5回シリーズで実施済。10組が参加し、子育てサークル「ひつじ」を結成された。
3-(2)-1	不妊治療費等の助成	不妊治療で、1回の治療費が高額となる治療や不育症の検査および治療に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療等に要する費用の一部を助成します。	健康づくり課	不妊治療および不育症に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き助成を行います。	不妊治療費助成者数16組 延べ回数18回 不育治療費助成0組	保険適用後も市独自助成を継続しており、当該制度について周知が必要です。	不妊治療および不育症に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き助成を行います。
3-(2)-2	妊婦と子どもの支援冊子の配布と活用促進	子どもの健やかな成長と発達を支援するため、妊娠期の健康管理や育児に関する情報を掲載した冊子を母子健康手帳と一緒に配付し、活用を促進します。	健康づくり課	母子手帳交付時に、妊婦ノートや子どもノートを配布し、活用を促すとともに、妊婦支援時や乳幼児健診、育児相談等に使用し、妊婦の健康管理や子どもの健やかな成長と発達を支援していきます。	母子手帳交付者204人および別冊交換者10人に対して、妊婦ノートや子どもノートを配布し、妊娠期の健康管理の保健指導に活用しました。また、母子手帳発行時の健康教育内容について課内研修を実施しました。子どもノートは乳幼児健診や育児相談児に活用し、保護者への活用を促しました。	母子手帳発行時や乳幼児健診等で支援冊子を使用し、保健指導を行ってききましたが、母が急いでいるなどの状況により短時間の保健指導となり、十分に活用できない時がありました。今後は、短時間でも有効的に活用できるよう、支援者側も活用方法について検討する必要があります。	母子手帳交付時に、妊婦ノートや子どもノートを配布し、活用を促すとともに、妊婦支援時や乳幼児健診、育児相談等に使用し、妊婦の健康管理や子どもの健やかな成長と発達を支援していきます。

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
3-(2)-3	妊婦支援の実施	母子健康手帳や妊婦と子どもの支援冊子を活用し、血圧測定、1日の食事量の計算をしながら、生活習慣病予防から見た妊娠中の体と過ごし方について説明します。また、必要に応じて訪問や面接を行い、個別に支援します。また、妊産婦医療費の負担軽減について検討を進めます。	健康づくり課	母子手帳交付時に専門職による妊娠期における健康管理の保健指導を行うとともに、必要な妊婦に対しては、個別に継続した保健指導を実施していきます。	母子手帳交付者204人および別冊交換者10人に対して、保健師または管理栄養士が妊婦ノートを活用し、妊娠期の健康管理の保健指導を実施しました。また、継続支援が必要な妊婦のべ36人に対して、訪問や面接、電話等で支援を行いました。	連絡が取れない等、継続的な妊婦支援ができない対象者がおられるため、母子手帳発行時や初回支援時に継続的な支援の必要性について、対象者に理解してもらえよう働きかける必要があります。	母子手帳交付時に専門職による妊娠期における健康管理の保健指導を行うとともに、必要な妊婦に対しては、個別に継続した保健指導を実施していきます。
3-(2)-4	妊婦一般健康診査費用助成事業	安全・安心な出産のため、妊婦一般健康診査費用について限度を設けて助成するとともに、積極的に受診勧奨を行います。	健康づくり課	妊婦健康診査および新生児聴覚検査の助成。多胎妊娠に対する追加助成を引き続き行います。	母子健康手帳別冊(妊婦一般健康診査助成券)を母子健康手帳時に204人、転入等別冊交換により10人に発行しました。また、令和3年度より多胎妊娠に対して、妊婦一般健康診査助成券および超音波検査助成券を追加交付していますが、利用はありませんでした。	転入転出の際、誤って助成券を利用される方がおられるため、発行時の丁寧な説明を引き続き行います。	妊婦健康診査および新生児聴覚検査の助成。多胎妊娠に対する追加助成を引き続き行います。
3-(2)-5	訪問指導の充実	子どもが産まれた全ての家庭を対象に、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問を実施します。また、妊娠期から乳幼児期にかけて、必要に応じた訪問指導を行い、支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につなぎます。	健康づくり課	支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につなげるよう、新生児訪問実施率97%以上、状況把握率100%を目指します。	令和4年度に生まれた208人のうち204人に新生児訪問を行いました(実施率98.1%)。また、訪問ができなかった3人に対して電話等で状況把握を行いました。(1名は転出)健康診査等から支援が必要な者に対して、延べ乳児76件、幼児226件訪問指導を行いました。	昨年度に比べ新生児訪問実施率は伸びていますが、訪問拒否や入院中、転出等の理由により一定数訪問できないケースがあり、児や保護者の状況や育児不安や負担、養育環境等確認できない家庭があります。	支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につなげるよう、新生児訪問実施率97%以上、状況把握率100%を目指します。
3-(2)-6	乳幼児健康診査の充実	4か月、10か月、1歳8か月、2歳半、3歳半の時期に、異常の早期発見、個々に応じた発育や発達支援を目的とした乳幼児健診を実施します。	健康づくり課	中断している子どもの発育発達や幼児食、歯科保健に関する健康教育の再開など、感染対策が取れる範囲内で、健診内容を見直し、よりよい乳幼児健診を目指します。また、受診勧奨を行い、受診率98%を目指します。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた4か月児の発育発達の話、10か月児の歯科の話、1歳6か月児健診のブラッシング指導は歯科の話として再開しました。すべての乳幼児健診を各月1回ずつ実施し、のべ1,234人が受診され、令和3年度対象者に対する受診率は96.4%でした。	一定数未受診者がおられ、目標の98%には届いていない状況です。未受診者に対しては、訪問や面接等で対応していますが、それも拒否される方もあり、その方々に対する対応が課題です。また、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小している項目もあり、どのように再開していくかが課題です。	中断している幼児食、歯科保健に関する健康教育の再開など、感染対策が取れる範囲内で健診内容を見直し、よりよい乳幼児健診を目指します。また、受診勧奨を行い、受診率98%を目指します。
3-(2)-7	育児相談の実施	育児相談を実施し、個々に応じた保健指導、栄養指導を行います。	健康づくり課	感染対策をとりながら、引き続き育児相談事業を行い、ここにに応じた指導を行います。また、対面での支援に抵抗がある者に対しては、電話やオンラインでの支援を行うなど、臨機応変に対応を行います。	毎月2回開催し、延べ187人に対して保健指導や栄養指導を実施しました。	基本的な感染症対策を行いながら事業を継続します。	感染対策をとりながら、引き続き育児相談事業を行い個々に応じた指導を行ってまいります。また、対面での支援に抵抗がある者に対しては、電話やオンラインでの支援を行うなど、臨機応変に対応します。
3-(2)-8	救急医療体制の充実	長浜米原休日急患診療所、の利用促進周知と小児救急医療体制の確保を図ります。	福祉政策課	利用について、広報誌や市公式ウェブサイトで、チラシにより、長浜米原休日急患診療所の利用促進周知と診療体制の確保を図っていきます。	毎月広報誌および市公式ウェブサイト、開設日や担当病院を掲載し、周知を行いました。また、年末年始の状況の周知、案内チラシ(外国版含む)の窓口設置等を実施しました。	休日急患診療所の利用者は少しずつ増えています。コロナによる受診控えで少ない状況が続いていますが、利用者が増えることが予想されるため、引き続き適切な周知を行っていくことが必要です。	利用について、広報誌や市公式ウェブサイト、チラシにより、長浜米原休日急患診療所の利用促進周知と診療体制の確保を図っていきます。
3-(2)-9	救命措置対策	突然の心停止等に備え、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等をはじめ、公共施設にAED(自動体外式除細動器)を設置し、適正な維持管理を行います。	財政契約課(本庁舎)	AEDの適切な管理を行います。	本庁舎の各階にAEDを整備し、日常点検としてインジケータの緑点滅を目視確認しました。	職員に対してAEDの利用方法を啓発する必要があります。	AEDの適切な管理を行います。
			地域振興課(それ以外)	AEDの適切な管理を行います。	各庁舎において管理状況を確認し、適切に維持管理できていることを確認しました。	継続して実施する必要があります。	AEDの適切な管理を行います。
			学校教育課	AEDの適切な管理を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響で、消防署による研修ができなかった学校がありましたが、各校において研修したり、維持管理についての確認を行ったりしました。	継続して実施する必要があります。	AEDの適切な管理を行います。
			保育幼稚園課	AEDの適切な管理を行います。	救命救急講習会時にAEDの使い方の研修を行うとともに、維持管理についての確認を行いました。	継続して実施する必要があります。	救命救急講習会時にAEDの使い方の研修を行うとともに、AEDの適切な管理を行います。
			子育て支援課	各クラブにおいて、適切な維持管理を行います。児童クラブ設置AEDのバッテリー交換を行います。	各クラブに適切な維持管理ができているか確認しました。	例年実施していた救命救急講習会が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、継続的に研修会を開催する必要があります。	各クラブにおいて適切な維持管理を行います。児童クラブ設置のAEDの定期点検と確実なバッテリー交換(1回/4年)を実施します。
3-(2)-10	予防接種の実施	B型肝炎、BCG、2種混合、4種混合、Hib、小児用肺炎球菌、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎等の予防接種を実施します。	健康づくり課	広報、通知、訪問等で周知し、接種率95%を確保します。	乳幼児期の接種率100%、1歳の接種率91.2%、小学6年生相当年齢での接種率82.9%。	接種控えおよび接種逃しが起こらないよう周知していく必要があります。	広報、通知、訪問等で周知し、接種率95%を確保します。

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
3-(2)-11	福祉医療費の助成	0歳から中学生までの通院・入院医療費の無料化を継続し、子育て経費の負担軽減に努めます。	市民保険課	継続して実施します。	福祉医療費助成 乳幼児 件数 25,655件 助成額 57,311,246円 市単独医療費助成 小中学生 件数 31,787件 助成額 69,379,285円 福祉医療費助成は、就学前の乳幼児まで、市単独事業は、小・中学生を対象に入院・通院の助成を実施しました。	助成申請、変更申請(保険および住所変更等)の手続の周知が図る必要があります。	継続して実施するとともに、市単独事業(児童・生徒)の対象者年齢を15歳年度末を、18歳年度末まで制度拡充を行います。
3-(3)-1	食に関する学習機会の提供	母子健康手帳交付時や乳幼児健診、育児相談において、栄養に関する情報提供、相談を行います。乳幼児健診未受診者への栄養指導の拡充と、小学校への健康教育の充実を図ります。	健康づくり課	中止している乳幼児健診における栄養指導を再開し、栄養に関する情報提供を充実させます。また、必要に応じて個別での栄養支援や対面での支援に抵抗がある人に対しては、オンラインでの支援を行います。	母子手帳交付者214人に対して妊娠時の食生活に関する支援を行いました。乳幼児健診での栄養指導は、4か月児、10か月児、1歳8か月児健診で再開し、延べ748人に食事に関する健康教育を行いました。また、離乳食教室には130人参加されました(参加率58%)。訪問や面接での個別栄養支援を延べ83人に、育児相談での栄養支援を延べ46人に行いました。	幼児健診での栄養指導が一部再開できていません。また、離乳食教室への参加率が低下しています。	必要に応じて個別での栄養支援や対面での支援に抵抗がある人に対しては、オンラインでの支援を行います。
3-(3)-2	離乳食指導の充実	4か月児健診、7か月児もくもく教室、10か月児健診において、それぞれの成長段階に応じた離乳食について管理栄養士による小グループ指導を行います。また、育児相談にて随時個別栄養相談を実施します。	健康づくり課	子どもの成長発達を支える離乳食の大切さについて、乳児健診や離乳食教室、育児相談等で啓発していきます。適切な時期に適切な回数、内容で離乳食が進められるよう支援していきます。また、必要に応じて、個別での栄養指導を実施し、対面での支援に抵抗がある人に対してはオンラインでの支援を行います。	中止していましたが乳児健診での離乳食指導を4月から4か月児健診で、7月から10か月児健診で再開し、延べ462人に行いました。また、離乳食教室を月1回開催し、164人参加しました(参加率58%)。訪問や面接での個別栄養支援を延べ58人に、育児相談での栄養支援を延べ57人に行いました。	離乳食教室への参加率が伸び悩んでいます。	子どもの成長発達を支える離乳食の大切さについて、乳児健診や離乳食教室、育児相談等で啓発していきます。適切な時期に適切な回数、内容で離乳食が進められるよう支援していきます。また、必要に応じて、個別での栄養指導を実施し、対面での支援に抵抗がある人に対してはオンラインでの支援を行います。
3-(3)-3	健康推進員による食育	健康推進員と連携して、地域での食育推進事業を実施します。	健康づくり課	コロナ禍もしくはコロナ禍以降を見据えた啓発活動を推進していくため、おやさい手帳等の一部改訂版を作成し、健康推進員とおして食育の普及に努めます。	野菜摂取を促すレシビや減塩レシビを作成し、コロナ禍でも気軽に野菜摂取ができるような啓発活動を実施しました。令和4年度は県委託事業に加えて、各自治会での集団教育を23回行いました。感染対策を行いながら少しずつ活動の幅を広げています。	コロナ禍のため啓発中心の活動となっているため、より実践的な食育の普及が難しい状況です。	令和5年度から、調理活動を再開することとなるため、実践的な食育の体制を構築し、より内容の充実した野菜摂取推進やバランスの推進を行います。
3-(3)-4	食育推進計画の推進	食育推進計画である「米原市いきいき食のまちづくり計画」に基づき、健康づくり・食育推進協議会で計画の進捗管理を行います。	健康づくり課	計画評価や、計画策定に向けて実態把握するため、アンケートを実施します。健康づくり推進協議会で意見をもらいながら、進捗管理を行います。	健康づくり推進協議会を3回開催し、進捗管理をしました。	「米原市いきいき食のまちづくり計画」「健康まいばら21計画」「自殺予防対策計画」の3つの計画を統合し、「健康まいばら21(第3次)」計画として令和6年度からの新たな計画の策定を進めていきます。	現計画の評価や、新たな計画策定に向けて、健康づくり推進協議会で意見をもらいながら、進捗管理を行います。
3-(3)-5	魅力ある学校給食の実現	「米原市学校給食運営基本計画」に基づき、幼稚園から中学校までの子どもたちに安全安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供し、健康やかな成長と生涯にわたって健康に過ごせる子どもの育成を目指します。安全安心な食材の確保、地産産物の使用を推進します。	学校給食課	・厨房機器の適正な維持管理と保守点検および修繕を行います。 ・地産産物の活用率39.0% ・残菜・残飯量の削減に向けて食育指導を充実し、残菜率6.0%以下となるよう取り組みます。	・地産産物の活用率:県平均29.7%で米原市は39.6%(県内4位) ・市全体の残菜率は、6.3%でした。	・施設の老朽化に伴い厨房機器の不具合が多発するため、保守点検および運転状況の管理を徹底する必要があります。 ・食育を推進し、残菜等の削減に努めます。	・厨房機器の適正な維持管理と保守点検および修繕を行います。 ・地産産物の活用率39% ・残菜・残飯量の削減に向けて食育指導を充実し、残菜率6.0%以下となるよう取り組みます。
3-(4)-1	健康教育の充実	食生活や生活リズムの乱れ、運動不足等により、肥満等の子どもの生活習慣病の増加が懸念されています。子どもの頃から健康に対する意識を高めるため、学校における家庭・保健体育の強化を中心に健康教育を実施します。薬物・タバコ・アルコールの害等について正しい知識の普及を図るため、小・中学生を対象に薬物乱用防止教室を開催します。性教育については、系統的な指導ができるよう計画的に実施するとともに、指導力の向上に努めます。	学校教育課	・学校給食を通して、子どもが食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けるきっかけとし、通信に載せる等して家庭への啓発に努めます。 ・家庭科・保健体育科の授業を中心に、あらゆる機会において健康教育を実施します。保健だより等の通信を通して、家庭への啓発も継続します。 ・薬物乱用防止教室を全小中学校で実施します。	・給食センターと連携し、低学年を中心に訪問して指導を行ったり、子どもたちの食に対する興味関心を引き出す通信を発行したりするなどして、食育を進めることができました。 ・薬物乱用防止教室や授業を通して、健康教育を推進することができました。	引き続き、継続して指導を行う必要があります。	・学校給食を通して、子どもが食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けるきっかけとし、通信に載せる等して家庭への啓発に努めます。 ・家庭科・保健体育科の授業を中心に、あらゆる機会において健康教育を実施します。保健だより等の通信を通して、家庭への啓発も継続します。 ・薬物乱用防止教室を全小中学校で実施します。
3-(4)-2	思春期相談の充実	思春期の心身の健康や性の悩みについて適切に対応するため、臨床心理士、スクールカウンセラー、特別支援サポートセンター、医療機関等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。臨床心理士による「こころの教育相談」の充実を図っていきます。また、教職員の教育相談能力を高める研修の充実を図ります。	学校教育課	・スクールカウンセラーによる心理授業を各校で展開します。 ・関係機関やスクールカウンセラーとの連携をより強化し、迅速に対応が必要な事業に対して、適切に対応できる体制を築きます。	・毎月の月例報告を受け、課題のある生徒やその家庭に対して、学校と行政が連携して支援していく体制を築くように努めました。 ・専門的な知見からの教育相談の需要が高まる中で、スクールカウンセラーの市での雇用。	・次年度もスクールカウンセラーによる心理授業を小中学校全てで実施し、計画的・継続的な取組を推進する必要があります。 (R4年度:小学校9校、中学校6校で実施)	・スクールカウンセラーによる心理授業を各校で展開します。 ・関係機関やスクールカウンセラーとの連携をより強化し、迅速に対応が必要な事業に対して、適切に対応できる体制を築く。 ・カウンセリングやケース会議、教師へのコンサルテーションなどを積極的に実施します。

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
3-(4)-3	いじめ防止対策	「いじめ問題対策連絡協議会」の開催を通して、いじめ防止に対する取組や啓発を進めます。また「米原ストップいじめプロジェクト」を展開し、未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。	人権政策課	いじめ問題対策連絡協議会(年2回開催予定:事務局長人権政策課) いじめ問題専門委員会(年9回開催予定:事務局長学校教育課) チラシ等を活用した保護者向け啓発	いじめ問題対策連絡協議会開催(5/16) いじめ問題専門委員会(年5回開催) 啓発チラシの作成・配布「スマホ安全3か条」3,500部	令和3年度から、いじめ問題専門委員会に人権政策課も参加し、連携を強化している。連携を引き続き密にとり、いじめの早期発見と発生防止に努める必要があります。	いじめ問題対策連絡協議会(年1回開催予定:事務局長人権政策課) いじめ問題専門委員会(年6回開催予定:事務局長学校教育課) チラシ等を活用した保護者向け啓発
			学校教育課	生徒指導月例報告やいじめ速報を通して、各校の気になる児童生徒の情報収集に努め、必要に応じて適切な支援を提供できるよう、指導助言を行います。 生徒会を中心としたいじめの未然防止の取組を推進します。	いじめに特化した取組を各学校で実施することができました。(小学校8校、中学校6校) いじめ問題専門委員会で各月でいじめ事業を共有し、初期対応について協議した内容を校長会や生徒指導担当者会で周知しました。	気になる児童生徒への働きかけについて、さらに積極的に指導助言を行い、支援の幅を広げるよう努めます。	生徒指導月例報告やいじめ速報を通じて、各校の気になる児童生徒の情報収集に努め、必要に応じて適切な支援を提供できるよう、指導助言を行います。 生徒会を中心としたいじめの未然防止の取組を推進します。
3-(4)-4	スクールカウンセラーの配置	不登校等児童生徒やいじめ等の問題行動の対応には、学校におけるカウンセリング機能の充実が重要であり、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、生徒の心の問題の解決に当たります。	学校教育課	不登校の長期化を防ぐために、初期段階でカウンセリングを実施し、児童生徒やその家族への支援に努めます。 いじめにおいては被害児童の心のケアを中心に、問題解決にむけ積極的にスクールカウンセラーを活用していきます。	市でカウンセラーを任用し、小学校8校に配置しました。教育相談の充実や心理授業、ケース会議など、積極的な活用を行うことができました。	児童生徒の課題が複雑化している中で、小学校と中学校の連携や継続的な支援のため、カウンセラーの配置を検討し、さらに児童生徒への支援に努める必要があります。	不登校の長期化を防ぐために、初期段階でカウンセリングを実施し、児童生徒やその家族への支援に努めます。 いじめにおいては被害児童の心のケアを中心に、問題解決にむけ積極的にスクールカウンセラーを活用していきます。
3-(4)-5	不登校・ひきこもり青少年への対応	若者自立ルーム「あおぞら」では、ひきこもりやニート等の若者やその家族の相談を受け、生活やしごととの自立支援を行います。相談体制の確保により訪問相談支援の充実を図ります。	子育て支援課(児童相談G)	当事者の会(親の会)を開催し、家族支援の充実を図ります。	親の会の実施1回/月「あおぞら」を通じた就労件数:5件)	一旦就労につながっても続かない場合もあるので、継続したつながりの必要性があります。	サロンや親の会を継続して開催します。
			学校教育課	子どもの心の問題は、学校、家庭、特別支援サポートセンター、子ども家庭相談室、少年センター等地域の関係機関が協力して取り組みます。学校では課題に対処するため、学校全体で支援する体制を築くとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、臨床心理士等による相談体制の充実に努めます。 不登校児童を対象とした教育支援センター(みのり)を継続して開室し、学校への復帰や進学、さらに就職へと結び付けていきます。また、子どもケアサポーターによる別室登校児童生徒の指導・支援を行います。	・スクールソーシャルワーカーの積極的な活用により、教職員のスクールソーシャルワーク的視点の定着を図ります。 ・ケース会議へのスクールソーシャルワーカーの招聘を積極的に行い、学校と関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を行います。 ・学校連携マネージャーと連携し、社会資源を活用した支援につなげます。	・市内10校でスクールソーシャルワーカーを活用することができました。学校での支援体制を築くとともに、教職員にスクールソーシャルワークの視点を広げるきっかけともなりました。 ・教育支援センター(みのり)の利用者は9名で、個々に応じた支援を行うことができました。	・市内15校と園での活用を目指し、子どもを取り巻く環境へのアプローチの視点から、支援を考えることができる体制を築いていきます。 ・ケース会議へのスクールソーシャルワーカーの招聘を積極的に行い、学校と関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を行います。 ・学校連携マネージャーと連携し、社会資源を活用した支援につなげます。
3-(5)-1	医療的ケア児、重度障がい児への支援の充実	児童発達支援センターを中心に、児童発達支援事業の充実を図ります。また、医療的ケア児や重度障がい児が利用できる放課後デイサービス、ショートステイ事業所等の早期整備に向けた検討を進めます。	社会福祉課	児童発達支援センターを中心に、児童発達支援事業の充実を図ります。	医療的ケア児や重度障がい児が利用できる生活介護や放課後デイサービス事業を行う施設、看護小規模多機能型居宅介護「笑みの家ひたまり」において、放課後等デイサービスやショートステイ事業を利用していただいています。	医療的ケア児や重度障がい児の支援を行う事業所間の連携を図ります。	児童発達支援センターを中心に、児童発達支援事業の充実を図ります。
3-(5)-2	【新規】ペアレントトレーニングの実施	障がい児の親等に対して障がいについて理解を促すとともに、子育ての悩みや不安を解消するため、児童発達支援センター等において、ペアレントトレーニングを実施します。また、ペアレントトレーニングは生涯にわたって必要な支援であるとの認識に立ち、ペアレントメンターと併せて継続した家族支援を実施します。	発達支援センター(社会福祉課)	先行事例を参考に必要に応じて親子教室でペアレントトレーニングを実施します。	発達支援センターの個別相談の中で、必要な方にペアレントトレーニングを実施しました。	背景や年齢層が多様であることから、必要な方に個別に実施することとします。集団実施は人的資源、実施方法等の課題を検討します。	機会を見て個別的に実施していきます。集団実施について他の事業と協力できないか検討します。
3-(5)-3	【重点事業】発達支援ネットワークの充実	年齢や発達段階、特性等に応じた支援の場が確保され、継続的な支援が行われるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校や関係機関との連携を図ります。	発達支援センター(社会福祉課)	効果的かつ効率的な運営のため時間枠や利用フローを整理し、園への周知も行っていきます。	巡回相談について、より気軽に利用できるよう巡回支援専門員のみで巡回したところ、巡回相談延べ利用児童58人に加えて25人の利用がありました。	増加している特別支援教育(保育)対象者数に対応するため、発達検査実施態勢を強化する必要があります。	発達検査実施体制を整えていきます。 ・早期支援を実現するため、こぼしの教室実施体制を整備します。
3-(5)-4	障がいのある子どもを持つ親への支援	特別支援保育コーディネーターが中心となって障がいのある子どもへの支援方法を検討し、園と保護者が一体となって子どもの成長を見届けます。	保育幼稚園課	引き続き、各園において担任や特別支援教育コーディネーターを中心に、きめ細かな保護者支援を実施します。	日頃から子どもの姿を話し合い、どんなことも受け入れる支援体制を整えながら、保護者からの困りごとや相談ごとを聞き入れ、ともに悩んで子どもの育ちを見届けました。	保護者と一緒で、子どもの成長を見届けられる支援体制を整え、引き続き、保護者の揺れ動い思いに寄り添った支援していくことが求められています。	引き続き、各園において担任や特別支援教育コーディネーターを中心に、きめ細かな保護者支援を実施します。
			発達支援センター(社会福祉課)				
3-(5)-5	インクルーシブ教育に向けた取組の推進	障がいのある児童生徒とない児童生徒がともに教育を受けることを原則とするインクルーシブ教育の実現に向け、学校全体の障がい者に対する理解の促進、支援方法の研修等に努めるとともに、教材	社会福祉課	医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業利用周知。	対象者は2人、利用者は1人で利用制限上限の10回利用されました。	県の事業であるが、年間の利用回数上限が10回と少ないことが課題です。	利用可能回数の増加について検討を行います。

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
		の工夫や施設のバリアフリー化等基礎的な環境整備を図ります。 また、重度障がい児の通学が見込まれる学校にあっては、障がいの度合いにかかわらずともに教育を受けることができるような支援体制を検討します。	教育総務課 教育センター (学校教育課)	「地域で学ぶ」支援体制強化事業対象校における事業を実施します。 特別支援コーディネーター連絡協議会を年3回開催し、研修を重ねます。 「副籍制度」を通して、障がい者理解の促進を図ります。	1校で「地域で学ぶ」支援体制強化事業を推進しました。 特別支援コーディネーター連絡協議会を年3回開催しました。認知行動療法を学ぶ研修を1回行いました。	インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援コーディネーター連絡協議会での研修の内容を充実させる必要があります。	「地域で学ぶ」支援体制強化事業対象校における事業を実施します。 特別支援コーディネーター連絡協議会を年3回開催し、研修を重ねます。 「副籍制度」を通して、障がい者理解の促進を図ります。
3-(5)-6	在住外国人の保育の利用への支援	在住外国人の子育てに対しても、適切に支援ができるよう、子育て情報の提供、相談体制の充実に努めます。	保育幼稚園課	引き続き、関係機関と連携を密にし、外国籍利用者が保育の利用に支障がないよう取り組んでいきます。	市が雇用する通訳や多文化共生協会と連携し、外国籍利用者の安心を第一に利用支援等を行いました。	外国籍利用者が一定数いる中で、保育の利用等に対して継続的な支援が求められるています。	引き続き、関係機関と連携を密にし、外国籍利用者が保育の利用に支障がないよう取り組んでいきます。
3-(5)-7	外国語版妊婦と子どもの支援冊子の発行	外国語版妊婦と子どもの支援冊子(ポルトガル語、中国語)を作成し、外国人が就労している事業所を通じて啓発、活用を目指します。	健康づくり課	更新されている内容の優先順位が高いものから順に外国語への翻訳を実施し、外国語版妊婦ノートや子どもノートの更新を行い、支援していきます。	中国語・ポルトガル語での発行は0件でした。	すくすくファイルが子どもノートに変更になりましたが、外国語版の内容変更ができていないことが課題となっています。また、ベトナム語を母国語とする方の届出が増加しています。現行の6か国語併記版では対応ができない言語のため、対応が必要です。	ベトナム語を母国語とする方へ使ってもらいやすいよう、ベトナム語併記版の母子手帳を購入します。育児については文化による個性に対応するため、個別に相談に応じていきます。
3-(5)-8	多文化共生教育の推進	多様な文化や価値を認め尊重し、大人から子どもまで全ての人が、異なる文化や価値観について理解を深めていけるよう、多文化共生についての教育機会を積極的に提供します。 日本語指導が必要な外国籍保護者のために、日本語指導教室の開設や日本語指導者の充実を図るなど支援強化に努めます。	人権政策課	米原市多文化共生協会への委託により下記の事業を実施します。 ・外国籍市民等生活支援事業(通訳員の派遣・翻訳等) ・日本語学習支援事業 ・外国籍市民等相談事業 ・国際文化交流事業 ・情報発信事業 ・調査研究事業 ・小学生対象の日本語教室を新設しました。	・ポルトガル語と中国語の通訳員による通訳・翻訳による支援、および生活相談の実施 (通訳・相談等実績3,815件) ・日本語教室開催(全33回、述べ参加者数109人) ・大原小在学のブラジル国籍児対象に日本語教室開催(全30回) ・食文化交流、各種語学講座の開催 ・英語教室の開催(人権総合センター・3クラス計42人受講)	生活者としての外国籍市民の生活力を向上させるため、引き続き、通訳や翻訳、相談等の支援業務を実施するほか、日本での言葉の壁を少しでも低くするための取組みが必要です。	米原市多文化共生協会への委託により下記の事業を実施します。 ・外国籍市民等生活支援事業(通訳員の派遣・翻訳等) ・日本語学習支援事業 ・外国籍市民等相談事業 ・国際文化交流事業 ・情報発信事業 ・調査研究事業 ○大原小在学の外国籍児への日本語教室事業
3-(5)-9	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的な支援を継続します。また、養育費の取決めや不執行時等において助言を行うとともに、手続に係る経済的な負担の軽減について検討します。 自立に向けた就労支援のため、ハローワーク、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターと連携して、就業までのサポートを行います。 各種制度の周知や関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。 *主な事業：児童扶養手当、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、放課後児童クラブ保護者負担金・保育料の減額または免除、福祉医療制度、母子父子自立支援員による相談業務	子育て支援課 (児童相談G)	法令に基づき、児童扶養手当等を給付します。 コロナ禍において、特に経済的負担のかかるひとり親家庭に対し、相談・支援の充実を図っていきます。	放映に基づき、児童扶養手当等を給付した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化された中、国において決定された給付金の給付をおこないました。 ひとり親家庭が養育費を確保し、その家庭の生活の安定や子どもの健全な成長を図ることを目的に、公正証書等作成に係る補助を行いました。	食費等の物価高騰の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を支援する必要があります。 ひとり親家庭等に係る各種助成制度等の周知や関係機関と連携した相談体制の強化が重要となります。	法令に基づき、児童扶養手当等を給付します。 食費等の物価高騰の影響を受け、経済的負担のかかるひとり親家庭に対し、相談・支援の充実を図っていきます。
3-(5)-10	【新規】聞こえない子ども等への支援	聞こえない、または聞こえにくい子どもの発達を保障するため、手話を獲得および習得できる環境を整備するとともに、親子間などのコミュニケーションが十分に図れるよう、保護者および家族が手話を学ぶ環境を整えます。	社会福祉課	聞こえない、または聞こえにくい子どもの保護者や支援者が参加できる研修やイベントがあれば情報提供を行います。	聞こえない、または聞こえにくい子どもの保護者や支援者が参加できる研修やイベントの情報提供をしました。また、県立聾話学校は通学圏内ではなく、寄宿舎での生活となることから、県北部地域での聾話学校分校の開設を県に要望しました。	学校教育課、保育幼稚園課、健康づくり課、社会福祉課により情報交換を行います。	聞こえない、または聞こえにくい子どもの保護者や支援者が参加できる研修やイベントがあれば情報提供を行います。家庭生活と手話習得の機会が両立できるよう、県立聾話学校分校の開設要望などを行います。
4-(1)-1	こころの教育の充実	今日の他者への無関心、社会や集団との関わりの弱まり、規範意識や人権感覚の希薄化等の問題は、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼしています。正義感、責任感や思いやり、規範意識、自然や他者との好ましい関わり等、豊かな心の育成を目指す取組について特別な教科道徳の時間を中心に進めていきます。	学校教育課	特別の教科「道徳」の授業に、担任以外の教諭やゲストティーチャー等を活用し、道徳的価値の一層の深まりを図ります。	「心の元気さんプラン」に沿って、道徳コーナー(掲示物)を学年や校内で検討しながら充実させました。特別の教科「道徳」を年間35時間実施しました。(全小中学校)	コロナ禍において、従来のように実施することが難しいため、状況に応じて授業公開の仕方やゲストティーチャーの活用の方を考えた必要があります。	特別の教科「道徳」の授業に、担任以外の教諭やゲストティーチャー等を活用し、道徳的価値の一層の深まりを図ります。
4-(1)-2	基礎学力の確実な定着	基礎的・基本的な知識や技能の習得を目指すために、少人数指導等指導法の改善や工夫により学習意欲を高め、基礎学力の確実な定着を図ります。また、抽象的・論理的な学習内容が入ってくる小学校3年生を対象に放課後補充教室「学びっ子」を開設し、学力の定着を図り、学力の二極化を解消します。	学校教育課	小学校3年生対象に「学びっ子」事業を推進します。指導員の配置を増やし、基礎学力の定着を図ります。	本来計画をしていた放課後学習支援の形式で行うことができませんでした。一人一台端末の活用も取り入れました。つまづきを把握・指導するための「できるようになった」ことを増やすことができました。	基礎的・基本的な学習の習得ができるよう教材の内容を工夫します。 ・児童の参加者が多いため、配置する指導員の数を増やします。	小学校3年生対象に「学びっ子」事業を推進します。配置される指導員の増員はありませんでしたが、学習内容や指導法を工夫して、基礎学力の定着を図ります。
4-(1)-3	体験的な学習の推進	豊かな人間性や生きる力を育むため、自然体験、職場体験、ボランティア活動等、地域の人々や自然、文化等と関わる体験活動について支援します。行事や教科学習、総合的な学習の時間との関連を図りながら取り組みます。	学校教育課	やまのこ事業において、受け入れ施設と連携した体験的活動の推進を行います。フローティングスクールの乗船計画作成において、各校の希望をもとに、長浜市と連携を円滑に行い、年間計画を作成します。	[やまのこ事業]小学校4年生全学校で実施しました。 [フローティングスクール]新型コロナウイルスの影響で、1日航海になりましたが、全学校で実施しました。	フローティングスクールは、広域の組み合わせによる複数乗船で、長浜市と連携しながら計画を作成することが難しい状況です。地域の教材を生かした教育活動の展開が重要となっています。	やまのこ事業において、受け入れ施設と連携した体験的活動の推進を行います。フローティングスクールの乗船計画作成において、各校の希望をもとに、長浜市と連携を円滑に行い、年間計画を作成します。

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
4-(1)-4	まいばらっ子に生きる力を育む事業	「伊吹山」「絵画」「本」を題材として、「まいばらっ子に生きる力を」をテーマに保護者も参加しながら郷土愛を育み、体力向上、読書活動等を通して生きる力を身に付けます。	学校教育課	伊吹山に登る事業では、安全面を考慮した上での実施について検討していきます。また、コロナ禍での表彰活動や発表活動について工夫を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響で、伊吹山に登る事業の実施を見合わせる校舎が多くありました。ふるさと賞受賞者への表彰式も見合わせ、各校園にて賞状を配付してもらうこととしました。	コロナ禍・伊吹山の獣害による裸地化による事業への影響があり、その中での実施の在り方についての課題があります。	伊吹山に登る事業では、安全面を考慮した上での実施について検討していきます。また、コロナ禍での表彰活動や発表活動について工夫を行います。
4-(1)-5	特別支援教育の充実	障がいのある児童やその保護者等に対する日常の教育相談・就学相談活動の充実にも努めるとともに、障がいについての正しい理解と認識を持つための教育活動や研修会を実施していきます。障がいのある児童の体験学習、校外学習等を促進し、豊かな人間性を育み、集団に参加する能力、社会生活に必要な知識や技能の習得を図ります。専門的な研修の充実、養護学校や福祉施設が蓄積した教育上の経験やノウハウを生かすこと等により、地域の小・中学校教員の指導力を高めていきます。LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含めて、障がいのある児童の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な支援を行う「特別支援教育」(全種障害対応)の充実にも努めます。	学校教育課	特別支援教育支援委員会において、一人一人に合った就学の在り方を慎重に検討していきます。また、調査活動の体制を見直し、少しでも早く答申を通知できるようにします。就学について悩まれている保護者を対象に、就学相談会を3日間実施します。特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」、推進事業において、個別の指導計画の効果的な活用方法にあ、個別の支援・指導についての研修を行います。	特別支援コーディネーター研修を2回実施しました。特別支援教育支援委員会を年間6回行いました(臨時含)。就学相談会を3日間実施し、就学について悩まれている保護者を対象に情報提供等を行いました。特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」、推進事業において、個別の指導計画の効果的な活用方法や、個別の支援・指導についての研修を行いました。	就学相談対象者の増加に伴い、就学相談会や特別支援教育支援委員会の実施方法について見直しを行います。	特別支援教育支援委員会において、一人一人に合った就学の在り方を慎重に検討していきます。また、調査活動の体制を見直し、少しでも早く答申を通知できるようにします。就学について悩まれている保護者を対象に、就学相談会を4日間(予備日含む)実施します。特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」、推進事業において、個別の指導計画の効果的な活用方法にあ、個別の支援・指導についての研修を行います。
4-(1)-6	学校におけるスポーツ環境の整備と体力づくりの充実	子どもの運動不足、基礎体力の低下が危惧されることから、体力の向上に向けた取組を推進するとともに、クラブ活動等学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。	学校教育課	各種の分析をもとに、体育科や保健体育科の授業、帯タイムの体力づくりに生かしていきます。市より水泳学習等における感染症対策についての通知を行います。	体力テストについては、全種目実施しました。水泳指導については、市より文書を通知し、感染症対策を取りつつ水泳学習を実施しました。	体力テストを実施し、分析を行うことが必要となっています。コロナ禍で縮小されていた水泳学習、見直す必要があります。	各種の分析をもとに、体育科や保健体育科の授業、帯タイムの体力づくり、水泳学習に生かしていきます。
4-(1)-7	社会生活のルールづくり	幼児期や小学校低学年において、子どもの健全な心を育成し、基本的な生活習慣や社会生活上のルールを身に付けられるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、家庭が連携して指導の充実を図ります。あいらつ運動等、地域に根ざした活動に積極的な参加を市民に促し、社会のマナーを身に付けられる機会として継続して実施します。人と触れ合う機会や活動する場を提供し、子どもが人との関わりの中で身に付けていけるべき、協調性や思いやり等といった社会性を培います。	保育幼稚園課	あいらつをはじめ人との関わりの中で身に付けていけるべき、協調性や思いやり等といった社会性を培っていきます。	協調性や思いやりを培うため、園での集団生活や集団活動の中で、ルールを守ることの大切さを指導しました。		あいらつをはじめ人との関わりの中で身に付けていけるべき、協調性や思いやり等といった社会性を培っていきます。
			子育て支援課	社会生活を送るための基本的な生活習慣やルールを身に付けられるよう、あいらつ運動等、地域に根ざした活動を実施します。	「市民みんなで取り組むあいらつ運動」として、年間9回、毎回約250人の参加をいただき、あいらつ運動を行いました。(7時～8時30分の内30分程度)	地域に根ざした活動となるよう引き続き継続してあいらつ運動を実施する必要があります。	社会生活を送るための基本的な生活習慣やルールを身に付けられるよう、継続的にあいらつ運動等、地域に根ざした活動を実施します。
			学校教育課	・感染症対策を徹底したうえで、規模を縮小しても、可能な限り教育フォーラムをはじめとする、校園や地域・家庭などの交流事業を実施します。	令和4年度は、11月に全中学校区で教育フォーラムを行いました。	・令和4年度はコロナ禍により、多くの交流事業が中止・縮小となりましたが、感染症対策を講じたうえで、校園や地域・家庭との交流事業を実施する必要があります。	・可能な限り教育フォーラムをはじめとする、校園や地域・家庭などの交流事業を実施します。
4-(2)-1	保育所、幼稚園、認定こども園等の整備	保育所、幼稚園、認定こども園については、保育ニーズの変化を踏まえ、利用定員の見直しを行うとともに、私立保育所の幼保連携型認定こども園への移行や民間事業者が行う新たな施設整備を支援します。	保育幼稚園課	民間園の幼保連携型認定こども園への移行を支援し、保育ニーズの変化を踏まえた必要利用定員の量の見込みおよび確保方策について検討します。山東幼稚園の今後の運営および施設の方向性について、市としての方針を決定し取組を推進します。	令和4年度は本事業計画の中間見直しに当たり、地域の実態に応じた区域設定が必要であることから、提供体制を1提供区域から2提供区域へ変更し、今後の基盤整備の必要性を踏まえ、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策について検討しました。・山東幼稚園の今後の運営および施設の方向性について、令和3年度の在り方検討委員会からの答申を踏まえ、R4年米原市議会第3回定例会において、学校設置条例の一部改正が可決されたことで、令和7年3月をもって閉園することが決まりました。	引き続き、待機児童が発生しない取組が必要です。また、山東幼稚園跡地の活用について関係部局との連携が必要です。	保育ニーズの変化を踏まえ、待機児童が発生しない取組を進めるとともに、米原小学校区内における民間事業者による施設整備に向け整備運営法人の公募を行います。山東幼稚園跡地の活用について関係部局と連携し協議を進めていきます。
4-(2)-2	保育所、幼稚園、認定こども園と学校の施設・環境の整備	安全安心な学校(園)生活が送れるよう、老朽施設の改修および不良箇所の補修や修繕等を計画的に実施していきます。学校施設等の長寿命化計画に基づき、改修整備を進めます。	保育幼稚園課	認定こども園および幼稚園の老朽化による遊具等の修繕をはじめ不良箇所の補修を行います。米原地域の宅地開発等に伴う就学前施設整備を進めます。	認定こども園および幼稚園の老朽化による遊具等の修繕をはじめ不良箇所の補修を行いました。米原地域、近江地域の宅地開発等に伴う人口変動予測を踏まえた就学前施設の整備計画の検討を行いました。	3歳未満児の利用が年々増加しているため、引き続き施設整備等による量の拡充が必要となっています。米原地域の宅地開発等に伴う就学前施設整備を進める必要があります。	認定こども園および幼稚園の老朽化による遊具等の修繕をはじめ不良箇所の補修を行います。米原小学校区内における民間事業者による保育所等の誘致を行い、就学前施設整備支援を進めます。
			教育総務課	引き続き、安心・安全・快適な教育環境の整備を行います。校舎照明改修工事(柏原小、河南小、河南中)、大規模改修工事(米原小、大東中)、長寿命化改修工事(双葉中)など	引き続き、安心・安全・快適な教育環境の整備を行いました。校舎照明改修工事(柏原小、河南小、河南中)、大規模改修工事(米原小、大東中)、長寿命化改修工事(双葉中)など	学校施設の長寿命化計画に基づき、改修整備を進めます。米原地域、近江地域の宅地開発等に伴う人口変動予測を踏まえた就学前施設の整備計画の検討が必要となっています。	引き続き、安心・安全・快適な教育環境の整備を行います。校舎照明改修工事(米原小、大東中、伊吹山中)、大規模改修工事(大原小、米原中)、長寿命化改修工事(坂田小)など

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
4-(2)-3	保育所、幼稚園、認定こども園における保育の質向上	0歳児から5歳児までの育ちをつなぎ、小学校生活以降の心身の自立へとつなぐことができるよう、職員の保育力の向上を目指します。子どもの24時間の生活を意識しながら子どもへの理解を深め、保育に生かすことができるように、専門的な指導の実施および実践的な研究や研修を行います。積極的な保育カンファレンスや職員間の綿密な連携を通して精度の高いチーム保育を目指します。	保育幼稚園課	0歳児から5歳児までの育ちをつなぐために園内研究会を引き続き実施し、職員の保育力向上に努めます。	乳児保育の在り方や、長時間保育の在り方等、子どもの育ちをつなぐ視点で園内研究を進めています。また、各園の資質向上に努め、研究テーマを掲げて職員一丸となり、保育の質の向上に努めました。	様々な勤務体制の職員がいる中で、園運営の取組における職員の共通理解は必要不可欠です。各園で共通理解できるよう、園内で工夫はされている中で、課題を明らかにしながら保育の質を向上できるような体制づくりが必要です。	0歳児から5歳児までの育ちをつなぐために園内研究会を引き続き実施し、職員の保育力向上に努めます。
4-(2)-4	【新規】 【重点事業】 就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼児期の「学びの芽生え」を児童期の「学びの基礎」につなげるため、就学前教育カリキュラムや接続期カリキュラムの作成に取り組み、小学校教育への円滑な接続が図れるよう努めます。	学校教育課	保幼小中のなめらかな接続にかかる取組の継続実施します。学区内や市内若手教職員の交流を推進します。中学生の職場体験学習や家庭科での園訪問、小中学校の教員による園への入り込み体験などを可能な限り実施していきます。学びの礎支援検討会において、各校園の担当者・福祉部局・市教委で、情報交換や、より有効な個々の支援の在り方について検討を深めます。	入り込み体験等を通して学校・園の職員がお互いの教育・保育を知り、子どもの育ちをつなぐ連携を行いました。学びの礎支援検討会において、各校園の担当者・福祉部局・市教委で、情報交換や、より有効な個々の支援の在り方について検討を深めることができました。2年次教職員と園の若手職員の研修を共同で行うことで、資質向上と、情報共有の場をもつことができました。	引き続き、保幼小中および行政機関の連携を密にし、子どもの育ちを継続的にまた多面的に検証し、よりよい支援を行っていくことが必要です。また、各学校・園が子どもたちの姿を見合い、共通の視点をもって教育課程や指導計画等を具体化できるよう研修を行います。	幼児期に培われた育ちを小学校以降によりよくつないでいくことができるよう、保幼小中のなめらかな接続にかかる取組を継続・実施します。学区内や市内若手教職員の交流を推進します。中学生の職場体験学習や家庭科での園訪問、小中学校の教員による園への入り込み体験などを可能な限り実施していきます。学びの礎支援検討会において、各校園の担当者・福祉部局・市教委で、情報交換や、より有効な個々の支援の在り方について検討を深めます。
			保育幼稚園課	・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら中学校区内の職員との交流(校園参観・テーマに基づいた意見交換会等)を実施します。 ・市教育センター5歳児部会と連携し、現場の職員の意識を高めながら、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を確保するよう取り組みます。	・連携の会等を基礎とした、園児・児童における情報共有や指導計画の情報交換(近江地域のみ)を行いました。 ・新型コロナウイルス感染症対策のため、各中学校区での情報交換等研修会は米原中学校区のみ実施されました。	園と小学校の職員同士が、子どもの現状や保育・学習について具体的な共通理解を深めることが必要です。 ・市教育センター5歳児部会と連携し、現場の職員の意識を高めながら、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を確保するよう取り組みます。	
4-(2)-5	特別支援保育の充実	一人一人の保育ニーズを把握し、個々の特性に応じた保育や特別な配慮を行うなど適切な環境を整え、乳幼児の発達支援を行います。	保育幼稚園課	特別支援保育連絡会を通して、各園における共通理解の仕方について意見交換し、各園の創意工夫を促していきます。	各園で、園内委員会を設置し、特別支援対象児や特別な配慮を要する子どもへの支援の在り方を検討することを通じて、職員間の共通理解を図りました。	個々に発達に応じた援助の在り方や環境を整えるに当たり、様々な職員の関わりがある中で、子どもの育ちをつなぐことを意識した職員間の共通理解が求められています。	特別支援保育連絡会を通して、各園における共通理解の仕方について意見交換し、各園の創意工夫を促していきます。
4-(2)-6	異年齢交流や多世代交流の推進	保育所や幼稚園、認定こども園において、異なる年齢層との遊びや小学生、中学生との活動交流、また地域の高齢者との交流を通して体験学習を重ねる異年齢交流事業を実施します。また、中学生や高校生による保育体験を行い、子育ての楽しさを体験する機会を提供します。	保育幼稚園課	感染症対策を徹底するとともに実施可能な事業を検討していきます。	引き続き、新型コロナ感染症対策として、さまざまな交流事業を自粛する中、中学生の保育学習は受け入れ、保育を体験する機会を提供してきました。	これまで自粛してきた取組を精査しながら、小学校等の連携、協働を可能な限り進めることが必要です。	小学生との交流を進めるため、小学校と連携を密にして取り組んでいきます。世代間交流や保育は実施可能な範囲で取り組んでいます。
			学校教育課	中学生の職場体験学習や家庭科での園訪問、小中学校の教員による園への入り込み体験などを、規模を縮小しても、可能な限り実施していきます。	中学生の職場体験学習や家庭科での園訪問、小中学校の教員による園への入り込み体験などを可能な限り実施することができました。	異年齢同士での交流は子どもの成長に大変意義があり、可能な限り、交流を実施していきます。	中学生の職場体験学習や家庭科での園訪問、小中学校の教員による園への入り込み体験などを可能な限り実施していきます。
4-(2)-7	幼稚園・学校と地域の連携	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を全校に導入し、学校・家庭・地域の連携と協働を大事にした学校運営を推進します。	学校教育課	感染症対策を徹底したうえで、コミュニティ・スクール推進事業に関わる学校・家庭・地域が連携した事業を、可能な限り実施していきます。	令和4年度は、感染症対策をしながら、園と小中学校で家庭・地域と連携をしながら、様々な事業を実施しました。	可能な限り地域や家庭と連携・協働を実施する方向で進めていきます。	コミュニティ・スクール推進事業に関わる学校・家庭・地域が連携した事業を、可能な限り実施していきます。
4-(2)-8	保育所・認定こども園の外部評価	学識経験者、保護者、地域等から選出された委員で構成する認定こども園運営委員会において、運営等に関する外部評価を受け、改善を図ります。	保育幼稚園課	認定こども園運営委員会を年2回開催し、外部評価を受けるとともに園運営について積極的な参画を促進します。	認定こども園運営委員会を年2回開催し、外部評価を受け改善を図るとともに、園運営について積極的な参画を促進しました。	継続して実施する必要があります。	認定こども園運営委員会を年2回開催し、外部評価を受けるとともに園運営について積極的な参画を促進します。
4-(2)-9	通学・通園への支援	山東幼稚園、いびき認定こども園、おのみ認定こども園、かなん認定こども園の園児を対象に通園時の安全性を確保するため、スクールバスの円滑な運行管理を行います。通学・通園が困難な地域の児童生徒に均等な学習機会を確保するため、スクールバスを運行します。小学校の通学に路線バスまたはデマンド方式の乗合タクシーを利用する児童に助成を行います。	保育幼稚園課	公立園通園バスの適切な運行管理に努めるとともに、引き続き民間園通園バス運行の支援を実施します。	通園バスを運行している醒井保育園に対して、費用の一部を補助することで運行を支援しました。	継続して実施する必要があります。	公立園通園バスの適切な運行管理に努めるとともに、引き続き民間園通園バス運行の支援を実施します。
			教育総務課	引き続き、遠距離通学通園者に対し、スクールバスの運行および公共交通機関の利用助成などの通学支援を行います。必要に応じ、地域の実情などを踏まえて、通学支援について検討を行います。	遠距離通学通園者に対して、スクールバス5台を運行し、伊吹地域(北部・中部・東部)、山東小、河南小、遠距離通学児童に対し、路線バスまたは乗り合いタクシーの利用助成を行いました。柏原小・山東小・米原小・河南小・息長小	少子化などの理由により集団での登下校が困難な地域があることなどから、今後、必要に応じ実情を踏まえて通学支援について検討する必要があります。	引き続き、遠距離通学通園者に対し、スクールバスの運行および公共交通機関の利用助成などの通学支援を行います。必要に応じ、地域の実情などを踏まえて、通学支援について検討を行います。

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
4-(2)-10	放課後児童クラブの実施と整備	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童(1年生～6年生)を対象に、市民ニーズや地域の実情等を踏まえ、家庭に代わる生活の場として、安全安心でゆとりのある放課後の居場所を提供します。	子育て支援課	・株式会社明日葉が令和4年4月1日からスムーズに運営を開始できるよう支援を行います。 ・唯一直営の河南児童クラブについて、運営受託者の公募を行い令和5年度から民間に運営を委託します。 ・新型コロナウイルス感染症への対応の最前線で働く放課後児童クラブ支援員の処遇改善のため、3%程度の賃金引上げ措置を実施します。	・新設クラブである米原第2児童クラブについて、4月1日から(株)明日葉による運営を開始しました。 ・河南児童クラブの運営方法を令和5年度から委託に変更するため、放課後児童クラブ運営事業受託者審査委員会を開催し、受託者((株)明日葉)を選定しました。 ・放課後児童クラブ支援員の処遇改善のため、3%程度の賃金引上げ措置を実施しました。	・令和4年2月から始まった放課後児童クラブ支援員の処遇改善が一過性のものにならないよう、引き続き賃金引上げ措置を行います。 ・5年に1回保護者負担金の見直しを行うこととなっていることから次年度見直しに向けた検討を行う必要があります。 ・児童数が増加している米原小学校、坂田小学校区の児童クラブの運営体制を強化していく必要があります。	・放課後児童クラブ支援員の処遇改善が一過性のものにならないよう、引き続き賃金引上げ措置を行います。 ・保護者負担金の見直しを行います。
4-(2)-11	放課後児童クラブにおける子どもの健全育成	基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」として、子どもの自主性と社会性を育む運営に努めるとともに、放課後児童支援員の資質の向上と環境整備を図ります。	子育て支援課	年間3回の研修会を実施し、支援員の資質の向上と環境整備に努めます。	計画通り、市主催の研修会を3回開催しました。 ・6月13日(講師)佐伯健次(内容)「子どもの居場所 家庭、家族、学童」(参加者)62人 ・11月17日(講師)岡本明美(内容)「放課後児童クラブの役割と支援員の仕事」(参加者)64人 ・3月7日(講師)宮崎充司(内容)「発達に特性のある児童の理解とその対応」(参加者)49人	様々な特性を持った児童が増えており、児童を理解し、個々のケースに対応するため、継続的に研修会を実施することが重要です。	年間3回の研修会を実施し、支援員の資質の向上と環境整備に努めます。
4-(3)-1	青少年健全育成	青少年育成市民会議と連携しながら、各種事業(あいさつ運動、補導巡回パトロール、青少年育成大会、各支部の体験、活動事業等)を展開します。少年センターの各種事業(非行防止、有害環境浄化、補導活動、無職少年対策、少年補導委員活動等)を実施します。子どもの安全確保に伴う関係者会議の開催や安全確保対策(「子ども110番のうち」、「子ども110番のくるま」、スクールガードの取組等)を取り組み、各種機関、団体と連携を強化します。	少年センター(子育て支援課)	引き続き、各種見守り事業や環境浄化活動を進めるとともに、子どもたちへの「子ども110番のくるま」事業の周知に努めます。	コロナ禍の中、先記事業についてはほぼ予定通り実施することができました。	保護者や地域住民による子どもたちの見守り活動などは根付いてきており、特に大きな課題となっていません。	引き続き、各種見守り事業や環境浄化活動を進めるとともに、子どもたちへの「子ども110番のくるま」事業の周知に努めます。
4-(3)-2	【重点事業】家庭の教育力向上のための学習機会の充実	子育て中の親が身近な社会教育施設等の家庭教育講座や子育てグループ活動に参加できるよう、環境を整備します。講演会や広報、リーフレットを活用し、幼少期の基本的な生活習慣の形成の重要性、多様な体験活動が子どもの豊かな育ちに与える影響等について周知します。	子育て支援課	新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、家庭の教育力向上のためPTA教育講演会を継続して実施します。 (予定) 令和4年度PTA教育講演会 日時:10月15日(土) 演題:「あーよかったな あなたがいて」 講師:仲島正教	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、表彰式を一部縮小するとともに、当日の参加を一部制限して、米原市青少年育成市民会議表彰式・PTA教育講演会を開催しました。 (実績) 令和4年度PTA教育講演会 日時:10月15日(土) 場所:米原市本庁舎コンベンションホール 演題:「あーよかったな あなたがいて」 講師:仲島正教 参加者数:117人 中学生広場「私の思い2022」市広場として各中学校代表の発表ができなかったため、「伊吹山テレビ」にて特集を組んで放送しました。 滋賀県中学生広場「私の思い2022」県広場を米原市で開催しました。最優秀賞(知事賞)に市内中学生の生徒が選ばれ、また市内中学生がスタッフとして活躍するなど大成功を収めました。	単位PTAの解散が続いており、家庭の教育力向上や学校、家庭、地域の連携の強化を図ることを目的として設置している米原市PTA連絡協議会のあり方について検討していく必要があります。	米原市青少年育成市民会議表彰式・PTA教育講演会を開催し、家庭の教育力向上や学校、家庭、地域の連携の強化を図ります。 (予定) 令和5年度PTA教育講演会 日時:10月21日(土) 演題:「子どもたちの「今」を生き抜く力」 講師:山崎清治
			生涯学習課	-	-	-	-
4-(3)-3	地域の教育力を高める伝統行事等の支援	地域が主体的に行っている地域活動や伝統行事等を継続し、活性化していくための支援を行い、地域の教育力を高めていきます。	自治環境課	地域創造支援事業補助金(子ども対象事業:3事業) ふれあいスホ-ツェスタ inSANTO2022(ふれあいスホ-ツェスタinSANTO実行委員会) 地域の宝「源氏蛸」を活用したまちづくり(AMO) 千福夏祭(千福夏祭実行委員会)	地域創造支援事業補助金(子ども対象事業:2事業) 地域の宝「源氏蛸」を活用したまちづくり(AMO) 千福夏祭(千福夏祭実行委員会) 以下の1事業は、コロナ禍により中止 ふれあいスホ-ツェスタ inSANTO2022(ふれあいスホ-ツェスタinSANTO実行委員会)	新型コロナウイルス感染予防	地域創造支援事業補助金(子ども対象事業:1事業) 地域の宝「源氏蛸」を活用したまちづくり(AMO)
4-(3)-4	学校と地域団体の連携	地域に根ざした学校として、コミュニティ・スクール等、地位をあげての「学校応援隊」機能を強化します。	学校教育課	・感染症対策を徹底したうえで、可能な限り地域との交流事業や地域学習を実施します。	・令和2年度より、市内全小中学校に学校運営協議会が設置され、学校運営に参画されています。また、感染対策をしながら、コミュニティ・スクール推進事業の中で地域学習を進めました。	・学校運営協議会の活動を充実させ、地域との交流事業や地域学習を充実させる方向で進めていきます。	・コミュニティ・スクール推進事業などを中心に、地域との交流事業や地域学習をさらに充実させます。

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
4-(4)-1	国際理解教育の推進	小学校外国語活動等において、ALT(外国語指導助手)やMGT(米原市国際理解教育協力員)を配置し、簡単な会話に慣れ親しんだり、外国文化に触れたりしながら国際理解を深める教育を推進します。	学校教育課	特例校の指定を受けるなどして、小学校英語専科指導教員やALT・MGT等を中心に小学校低学年から英語科に親しめる環境整備に努め、国際理解教育を推進します。英語担当教員とALT・MGT等とのよりよい連携や資質向上を目指し、研究実践を行い、その成果を情報共有します。	小学校英語における県の小学校英語専科指導教員とALT・MGT等とが連携し、英語教育の充実を図りました。	英語による言語活動を通して、コミュニケーション能力の育成を図るための授業改善を進めます。英語担当教員とALT・MGT等とのよりよい連携や資質向上を目指し、研究実践を行い、その成果を情報共有します。小学校から中学校への円滑な接続を進めます。	特例校の指定を受けるなどして、小学校英語専科指導教員やALT・MGT等を中心に小学校低学年から英語科に親しめる環境整備に努め、国際理解教育を推進します。英語担当教員とALT・MGT等とのよりよい連携や資質向上を目指し、研究実践を行い、その成果を情報共有します。英語弁論大会やイングリッシュフェスを開催し、英語力の向上を図ります。
4-(4)-2	子どもの人権について意識の啓発や学習機会の提供	広報紙、講演会、人権教室等の様々な啓発の機会を通して、子どもの人権について意識の啓発や学習機会の提供に努めます。小・中学生から人権作品(作文、ポスター、標語)を募集し、子どもたちが人権について考えるきっかけづくりとします。人権擁護委員による「人権教室」(小学生対象)および「スマホ・ケータイ人権教室」(中学生対象)を開催し、人権感覚の醸成と人権の大切さについて学習を行います。	人権政策課	広報による啓発実施 人権啓発作品の募集 人権カレンダー・人権動画の作成 人権教室の開催(市内全小学校) 人権の花運動の実施(小学校4校) 人権意識調査の実施	・人権動画(テーマ:高齢者の人権)を配信。伊吹山テレビ12/4~10、米原市Youtubeチャンネル:400回再生(R4年度末) ・人権啓発作品の募集(小学校標語:43点、中学校標語:27点、小学校ポスター:43点、中学校ポスター:23点、小学校作文:8点、中学校作文:6点)計150点 ・人権教室:9校・16クラスで実施 ・人権の花運動(大原小、米原小、春照小、坂田小で実施)	人権カレンダーや人権動画では人権作品を活用して、市全体で子どもの作品を通して人権について触れる機会とすることができた。次年度は、昨年度調査した人権意識調査の報告や、人権を考えるつどいを開催する予定です。	広報による啓発実施 人権啓発作品の募集 人権動画の作成 人権教室の開催(市内全小学校) 人権の花運動の実施(小学校4校) 人権意識調査報告書の完成・報告 人権を考えるつどいの開催(11/18開催予定)
4-(4)-3	人権教育・保育の実施	身近な大人との信頼関係を基盤とした、就学前の保育の重要性を踏まえ、自尊感情の育成と健やかな子どもの育成に努めます。	保育幼稚園課	子どもの内面を理解し、発達に応じた保育内容の実践に努めます。 職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努めます。また、職員間の連携、資質向上を図ります。(こども理解、事例研究の実施)	子どもの内面を理解し、発達に応じた保育内容の実践に努めました。 職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努めました。また、職員間の連携、資質向上を図りました。(こども理解、事例研究の実施)	子どもや家庭にかかわる関係機関が連携し、子どもの人権を守り子ども自身の人権感覚を育てよう取り組みます。米原・河南中学校区では県の「自尊感情・学びの礎を成プロジェクト事業」の指定を受け、保幼認小中高の連携のもと、子どもを取り巻く様々な課題解決に向けて取り組んでいます。20数年継続している事業であるが、一つ一つの取組の目的を職員が共通理解し、取り組む必要となっています。	子どもの内面を理解し、発達に応じた保育内容の実践に努めます。 職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努めます。また、職員間の連携、資質向上を図ります。(こども理解、事例研究の実施)
				令和4年度(目標) 職員人権研修 60回 滋賀県人権保育研究会、滋賀県人権教育研究大会等への参加 全人保参加人数 5人 各中学校区との教育フォーラムの実施(5校区)	令和4年度(実績) 職員人権研修 49回 職員人権保育研究会 5人参加 滋賀県人権教育研究大会 7人参加 各人保 4人参加 各中学校区との教育フォーラムの実施 1校区(1工区はオンライン)		令和5年度(目標) 職員人権研修 60回 滋賀県人権保育研究会、滋賀県人権教育研究大会等への参加 全人保参加人数 5人 各中学校区との教育フォーラムの実施(5校区)
4-(4)-4	学校教育における人権学習の実施	学校教育において、人権尊重の実践的な態度を育成する教育の充実を図ります。職員研修やPTA研修を充実させ、体罰やセクハラ・虐待、インターネット・携帯電話による人権侵害が発生しないよう、子どもの人権や権利について学習を深めます。	学校教育課	・各校の実情や特色を生かし、系統立てた人権教育を一層推進します。 ・LGBTQを含め、新たな人権の課題にも柔軟に対応できるように教職員への研修等を進めます。	全校で学校教育目標をもとにした人権教育全体計画に基づき、人権教育を実施しました。 ・各校で実情や発達段階に応じて、SNSによるいじめやLGBTQ等の問題を扱いました。	人権学習を発達段階や時期に応じて、より系統立てた学習となるようにします。発達段階に応じてLGBTQに関わる学習を積極的に取り入れます。	・各校の実情や特色を生かし、系統立てた人権教育を一層推進します。 ・LGBTQを含め、新たな人権の課題にも柔軟に対応できるように教職員への研修等を進めます。
4-(4)-5	児童・生徒向け環境教育	まちづくり出前講座等を通じて、環境にやさしい暮らし方や身近な地域の自然、世界の環境問題を知ること環境を守り育てる心と行動力を育みます。また、地域の環境リーダーを育成し、地域の人材を活用した環境学習の充実を図ります。	自治協働課(環境保全G)	環境に関する出前講座を実施します。 環境フォーラムを開催します。	・環境に関する出前講座を実施(令和4年度実績:3回) ・環境フォーラムを開催(令和4年度実績:1回)	特になし	環境に関する出前講座を実施します。 環境フォーラムを開催します。
			生涯学習課	引き続き出前講座を実施します。	ごみの分別ルール講座:3回 出前講座を実施しました。	学校と連携し利用促進を図ります。	引き続き出前講座を実施します。
		自然の中で遊び、学び、体験することで地域の自然を愛し守る人を育てていくため、豊かな自然環境を生かした各学校独自の多彩な環境学習を実施します。 やまのこ森林学習やうみのこフローティングスクール、びわ湖の日の取組を実施します。	学校教育課	やまのこ事業においては、受け入れ施設との連携を図りながら例年通り実施します。 フローティングスクールについては、日帰りの日程で実施します。	感染症対策を取りながら、やまのこ事業やフローティングスクールを実施しました。	コロナ禍以前の形に戻していくのが、活動の在り方を検討する必要があります。	やまのこ事業においては、受け入れ施設との連携を図りながら例年通り実施します。 フローティングスクールについては、1泊2日日程で実施します。
4-(4)-6	ブックスタート	絵本を介して温かいひとときが持たれることを願い、10か月検診に訪れた乳児と保護者に、絵本や子育てに関する資料が入った「ブックスタート・バック」を贈り、絵本との出会いを提供する活動を行います。	図書館	「ブックスタート・バック」を米原市に生まれた全ての赤ちゃんに贈ります。	健康づくり課と連携し、年間237組の親子にブックスタートバックを手渡し、または郵送しました。	米原市の全ての赤ちゃんが絵本と出会うように取組を続けていくとともに、ブックスタートバックを受け取った親子が絵本に親しめるような取組を工夫していきます。	「ブックスタート・バック」を米原市に生まれた全ての赤ちゃんに贈ります。
4-(4)-7	児童図書整備	多感で知識欲に富む子どもたちに、読書は想像力という一生の宝物を与えてくれます。図書館は、各年齢の発達段階に合わせて、幅広く変化に富んだ優れた児童図書を収集し、子どもたちに提供していきます。	図書館	児童図書の継続的な整備を行います。	令和4年度に児童図書を両館で1,577冊受入しました。	「本との出会いで子どもの生きる力を育む」ため、今後も幅広い分野の資料を収集、提供し、たくさんのお本と出会う機会を充実させていきます。	児童図書の継続的な整備を行います。

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
4-(4)-8	【新規】 家族みんなで読書の推進	子どもの生きる力を育むために、「まいばら読書の日」を定めるなど、家庭、地域、学校・園、図書館等が連携し、家庭での読書と本を読む習慣づくりを推進します。	図書館	年齢に合わせたおすすめ本の紹介冊子やコーナーを設置します。	・夏休み前に「1年生におすすめの本」冊子、小学生向けの「ナツヨミ」冊子、8月に「0-5歳向けおすすめ図鑑リスト」と「戦争と平和について考える本」冊子、2月に小・中学生におすすめの本を紹介した「まいbooks」を発行しました。 ・毎月年齢に合わせたおすすめ本の紹介コーナーを作成しました。	家族みんなでの読書や就学前からの読書習慣づくりを推進するため、学校・園や地域等と連携して本の紹介や本に親しむ機会の充実に力を入れていきます。	年齢に合わせたおすすめ本の紹介冊子やコーナーを設置します。
4-(4)-9	文化芸術活動の提供	子どもたちが情操を高め、心豊かに育つようコンサートをはじめ、様々な高い水準の音楽や文化芸術活動に接する機会を継続して提供していきます。児童生徒が伝統的な行事の継承や文化的活動に関わりを持つことにより、地域を誇りに思える風土づくりを促進します。	生涯学習課	引き続き出前講座を実施します。 市民交流プラザにおける自主事業、公演の実施	各種歴史文化講座:19回 リレーピア/発表会他:11回	-	引き続き出前講座を実施します。 市民交流プラザにおける自主事業、公演を実施します。
			生涯学習課(歴史文化財保護G)	12回開催予定。京都芸大との共催(2回)や地域の特産品の平たねなし柿の栽培体験、岩脇列車場など地域学習の充実を図ります。	伊吹山文化資料館体験教室(伊吹まるかじり隊):13回	-	12回開催予定。地域学習の充実を図ります。
5-(1)-1	【重点事業】 子どもが身近に利用できる遊び場等の整備	①米原市緑の基本計画に基づき、市民が憩える緑地環境の保全と整備を促進します。 望ましい公園環境やあるべき公園施設等について市民会議を通して意見を伺いながら、公園構想の議論を進めます。 子どもたちが自然や人と触れ合いながら、成長できる環境づくりとして、天狗の丘や市内の各公園の維持管理を行い、子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場を提供します。	都市計画課	新たに整備する都市公園の基本設計を作成します。	新たに整備する都市公園((仮称)磯公園)の基本設計を作成しました。	-	(仮称)磯公園の実施設計を作成します。
				公園を安全・安心に利用できるよう維持管理を行います。	都市公園(團原児童公園、米原駅西部第3児童公園)の施設の改修等を行いました。	遊具のない都市公園への遊具設置など、各公園の機能の充実	都市公園を安全・安心に利用できるよう維持管理を行います。
			保育幼稚園課	安全・安心して遊べるよう天狗の丘公園の維持管理を行います。	安全・安心して遊べるよう天狗の丘公園の維持管理を行いました。		安全・安心して遊べるよう天狗の丘公園の維持管理を行います。
	都市計画課	公園を安全・安心に利用できるよう維持管理を行います。	都市公園(團原児童公園、米原駅西部第3児童公園)の施設の改修等を行いました。	遊具のない都市公園への遊具設置など、各公園の機能の充実	都市公園を安全・安心に利用できるよう維持管理を行います。		
5-(1)-2	里山の保全と活用	自治会との協定に基づき荒廃した里山を整備する里山防災・緩衝帯整備事業を行っています。子どもが身近で豊かな自然と触れ合うことができるよう、整備後の活用を検討します。	まち保全課	整備予定なし	整備なし	整備後に使用できる平地が少なく、活用は難しいですが、引き続き整備を続け、子供が自然と触れ合う場の提供を進めます。	整備予定なし
5-(1)-3	【新規】 子どもが集まる地域の公園づくり	自治会に対して、子どもが安心して集まり、地域と交流できる公園の整備や修繕を支援します。	自治環境課	自治会まちづくり活動推進事業費補助金 ・公園整備(補助率1/2) ・公園改修(補助率1/3)	自治会まちづくり活動推進事業費補助金 ・公園整備(補助率1/2) ・公園改修(補助率1/3) 実施自治会数:4件	特になし	自治会まちづくり活動推進事業費補助金 ・公園整備(補助率1/2) ・公園改修(補助率1/3) 実施予定自治会数:8件
			都市計画課	公園を安全・安心に利用できるよう維持管理を行います。	都市公園(團原児童公園、米原駅西部第3児童公園)の施設の改修等を行いました。	遊具のない都市公園への遊具設置など、各公園の機能の充実を図っていく必要があります。	都市公園を安全・安心に利用できるよう維持管理を行います。
5-(1)-4	自然に親しむ遊び場づくりの推進	子ども自らが主体的に、自然の中で遊び、学び、体験する環境を整え、自主性と生きる力を養う取組を市内で継続し、拡大します。	子育て支援課	冒険遊び場等の設置数:5か所	コロナ禍により、事業の再開を予定されていた団体が活動を休止されており、継続補助の申請および新規補助の申請はありませんでした。 3か所(わかか、リエゾン、あじこパーク)	事業の特性上、コロナ禍の中では実施が難しいことが課題となっています。また、補助金は永続的なものではなく、整備の維持管理には自己負担を伴うため、継続運営ができるよう支援をする必要があります。	冒険遊び場等の設置数:5か所
5-(1)-5	自然と共生するまちづくり・自然環境の保全	豊かな自然環境を未来の世代へ受け継いでいくため、自然との共生や環境保全の意識向上のきっかけづくりとして、身近な地域の自然を知るまいばら自然観察会を継続的に実施していきます。	自治環境課	令和2年度以降は調査のみとしており、こども向けの観察会は廃止しています。			
5-(1)-6	水に親しむ事業の推進	豊かな自然を生かし、カヌー等を活用した水に親しむ事業を推進します。	スポーツ推進課	令和元年度で事業廃止			
5-(2)-1	おはなし会	幼児から小学校低学年を対象に、おはなしサークルの協力を得ながら毎月定期的に図書館でのおはなし会を実施します。 また、図書館では、子ども読書の日やクリスマスに合わせ、スペシャルおはなし会を開催し、親子での図書館利用促進に努めます。	図書館	定期的なおはなし会を開催します。	感染症対策を講じておはなし会を実施しました。 12回 78人(山東) 11回 105人(近江)	定期的なおはなし会を実施し、子どもたちが本に触れあう機会の充実と図書館利用を促進していきます。	定期的なおはなし会を開催します。
5-(2)-2	子ども対象のイベントの拡充	子どもの活動機会を提供できるよう必要な支援を行います。 まなびサポーター等講師の充実を図ります。	生涯学習課	まなびサポーター(市民講師)による出前講座を実施します。	4回(お話し会、音楽指導など)	学校と連携し利用促進を図ります。	引き続きまなびサポーターによる出前講座を実施します。

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
		公民館事業、青少年育成市民会議の事業、子ども会育成連合会の事業や各自治会活動等を通して、子ども対象のイベントを展開していきます。	子育て支援課	・新型コロナウイルス感染症の感染状況に注視しながら、青少年育成市民会議の事業、子ども会育成連合会の事業を実施します。	・コロナ禍の中、子ども会育成連合会主催の「ふれあいの里フェスティバル(創作体験事業)」を3年ぶりにグリーンルームで開催し、638人の参加者がありました。 ・一部規模を縮小しましたが、米原市青少年育成市民会議表彰式・PTA教育講演会を開催しました。	・子ども会育成連合会事業、PTA連絡協議会事業の活動が低調であり、連合会、協議会のあり方について検討が必要です。	・青少年育成市民会議の事業を推進します。 ・子ども会育成連合会について、子育て支援課が担っていた事務局移管が決定したことから、スムーズな移管ができるよう支援を行います。
5-(2)-3	児童・生徒向け文化的催し物	リレーピアノ発表会の出場資格を小学生以上とし、文化活動への参加を促すとともに、児童・生徒の文化的活動の充実を図ります。	生涯学習課	リレーピアノ発表会を開催します。	リレーピアノ2回実施 第43回9月11日 参加77人 第44回3月26日 参加43人	-	引き続きリレーピアノ発表会を実施します。
5-(2)-4	保育所、幼稚園、認定こども園等の園庭開放	未就園児とその保護者に園庭を開放し、安心して遊ぶことのできる場を提供するとともに、子育ての悩みや相談を気軽にできる環境をつくります。 低年齢親子が安心して遊べる場を提供し、保護者が安心できる居場所となるよう、工夫して子育て支援に努めます。	保育幼稚園課	低年齢親子が安心して遊べる場の提供と保護者が安心して居場所となるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、園庭開放を実施します。	コロナ感染症対策を徹底したうえで、園庭開放を実施しました。 令和4年度(実績) 園庭開放実施日数 950日 利用者数5,584人	継続して実施する必要があります。	低年齢親子が安心して遊べる場の提供と保護者が安心できる居場所となるよう、園庭開放を実施します。
5-(3)-1	【新規】 【重点事業】 子どもの居場所・子育て支援の拠点づくり	地域が主体的に行う子ども食堂等の子どもの居場所づくりや、子育て支援活動を継続し活性化していくための支援を行い、地域の教育力を高めていきます。	子育て支援課	安定した運営が継続できるよう、継続的な支援策を検討します。	コロナ禍により、事業の再開を予定されていた団体が活動を休止せざるを得ない状況が続きました。また、山東地域での新たな居場所の設置に向け、クラウドファンディングを活用し、施設改修資金の確保を行いました。	子どもたちの居場所の受け皿となる団体が限られており、新たな団体の発掘が急務となっています。	既存の居場所について、安定した運営が継続できるよう、継続的な支援策について検討します。
5-(3)-2	青少年育成団体への支援	子ども会育成連合会やPTA連絡協議会、青少年育成市民会議と連携しながら、子どもの体験活動、家庭教育力の向上、地域のふれあい活動事業などを展開するとともに、各団体の各支部活動事業や単位子ども会・PTAの活動事業などを推進します。 また、子ども会ジュニアリーダー育成事業により、ジュニアリーダーが継続して活動できる場を創出し、次世代を担う人材の育成に努めます。	子育て支援課	子ども会育成連合会、PTA連絡協議会、青少年育成市民会議への活動支援および自主事業を推進します。	・3年ぶりにグリーンルームで創作体験事業「ふれあいの里フェスティバル」を開催し、638人の参加者があり大変好評でした。 ・PTA連絡協議会と青少年育成市民会議との共催による教育講演会をコンベンションホールで開催し、117人の参加がありました。 ・青少年育成大会については、「私の思い2022中学生広場」は規模縮小し、伊吹山テレビを用いた発表としました。	コロナ禍が明け、イベントや講演会等をコロナ禍前の水準に戻していく必要があります。	子ども会育成連合会、PTA連絡協議会、青少年育成市民会議への活動支援および自主事業を推進します。
5-(3)-3	福祉のまちづくりの推進	子どもから高齢者まで、日頃から支援を必要とする人を見守り、支えるために、住民が主体となつて身近な地域の居場所づくりを促進する「地域お茶の間創造事業」をはじめ、地域における居場所づくりの更なる拡大を図ります。 地域におけるまちづくり委員会の立ち上げに向けた人的支援や財政的支援等を通して、地域や市民のつながりづくりや活動を支援します。	福祉政策課	新規設立3団体を目標とします。また、常設型居場所設置事業を推進し、多世代共生の居場所づくりに取り組みます。	令和4年度中に新規で8団体申請がありました。また、常設型居場所設置事業を実施する団体が1団体増加しました。	新型コロナウイルス感染症の5類移行により、これまでから行動制限等が緩和されることになるため、居場所開設の工夫等、情報提供に努めます。	新規設立3団体を目標とします。また、常設型居場所設置事業を推進し、多世代共生の居場所づくりに取り組みます。
5-(3)-4	地域間交流の促進	市内外の住民が触れ合い交流できる事業を促進するとともに、在住外国人が地域住民と触れ合い、交流を図り、相互理解を促す機会づくりに努めます。地域間交流事業は、人権総合センターにおいて特色ある事業を展開します。 ・人権総合センター：「天の川ふれあい川まつり」、「天の川ふれあいフェスタ」 ・多文化共生協会：ルッチ de ダンス！カーニバル	人権政策課	・人権総合センター：「天の川ふれあい川まつり」…中止となりました。 「天の川ふれあいフェスタ」を開催します。 ・多文化共生協会：フェスティバルを開催します。(8/6中止…再度日程調整する予定)	・人権総合センター：「天の川ふれあい川まつり」(中止) 「天の川ふれあいフェスタ」(10/29) ・多文化共生協会：ルッチフェス(中止)	コロナ禍ということで、イベント等の開催が難しかったので、規制が緩和されていくことを念頭に運営方法や内容について検討する必要があります。	・人権総合センター：「天の川ふれあい川まつり」…6/4開催。 「天の川ふれあいフェスタ」を開催する。 ・多文化共生協会：フェスティバルを開催する。(6/25開催予定)
		スポーツ少年団や文化クラブ等を通して、交流試合や成果発表会等の機会により、市内外の地域間交流を展開し、草の根の交流を目指します。	スポーツ推進課	団員数：460人	団員数：439人	少子化などの理由から団員数の減少が課題です。伊吹山テレビで呼びかけるなど広報活動を充実して団員確保に繋がります。	団員数：460人
5-(3)-5	田んぼの学校推進事業の実施	田植えから稲刈り、収穫までの一連の農作業をし、さらに、収穫した米を調理して食すまでを子どもたちで体験します。食べ物の大切さや農業への親近感を高めることを目的とした体験型の総合学習事業を進めます。	農林商工課	市内の全小学校(9校)で実施し、子どもたち自ら「育て」、「収穫」、「食す」という一貫した農業体験を通して、農業への関心を高めるとともに、生命や食べ物の大切さを学びます。	市内の全小学校(9校)で体験事業を実施し、8校は水稲で5年生を対象に267人(10/29)、1校は赤かぶで3年生を対象に79人が参加しました。	体験事業の維持継続を図ります。	引き続き市内の全小学校で取り組んでいただけるよう、啓発を行います。
5-(3)-6	緑の少年団の育成	次世代を担う子どもたちを対象にして行う森林学習活動、地域での奉仕活動、野外レクリエーション活動に対して助成を行います。	まち保全課	自然を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的に活動する団体に助成の継続していきます。	市内の2団体に助成を行いました。	平成14年頃は、市内10小学校が活動を行っていましたが、少子化に伴い活動団体が団退し減少しています。	自然を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的に、活動する団体の助成を継続していきます。
5-(3)-7	合宿体験型事業	公民館事業、子ども会育成連合会事業、自治会単位等において通学合宿事業や民泊体験事業、キャンプ事業が実施されており、これらの子どもの体験事業を推進します。	子育て支援課	社会情勢の変化などを見定めつつ、可能であれば、合宿体験型の事業を実施支援を行います。	合宿体験型事業は実施しませんでした。	社会情勢の変化等により、合宿体験型事業の実施は難しくなっています。	社会情勢の変化などを見定めつつ、可能であれば、合宿体験型事業の実施・支援を行います。
			生涯学習課	通学合宿を実施します。	山東学びあいステーションにおいて通学合宿を実施しました。(10人)	-	引き続き通学合宿を実施します。

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
5-(3)-8	公民館活動の充実	それぞれの施設の特徴と個性のある取組を支援するとともに、指定管理者と連携し、子どもの居心地の良い場所づくりを進めます。	生涯学習課	野外活動体験を実施します。	近江学びあいステーションにおいて「どろんこ塾」が開催されました(48人)。	-	引き続き野外活動を実施します。
5-(3)-9	子どもを支える人権のまちづくり	地域の子どもの保護者たちを対象として、自然体験活動や創作活動等交流活動の場を提供することで、子どもたちに生活習慣や規律意識等を育ませ、生活や学力を保障する取組を展開します。子どもを支える人権のまちづくり(交流活動事業等)は、人権総合センターにおいて実施します。	人権政策課	・親子の絆体験教室および夏休み親子交流映画会、子育て支援交流会を開催します。	・親子の絆体験教室(9/11)参加者7組。 ・夏休み映画劇場(7/28)参加者65人 ・展示会の開催(2/2~2/14)来場者105人 ・子ども料理教室(2/25)参加者:10人	交流活動を通して、子どもたちに、生活習慣や規律意識等が育まれるよう、取組内容の充実・検討が必要です。	・親子の絆体験教室および夏休み親子交流映画会、子育て支援交流会等を開催します。
5-(3)-10	ふれあいいきいきサロン	各自治会で開催されている地域サロンにおいて、社会福祉協議会と連携し、子どもたちとの交流等の取組が行われるよう努めます。	福祉政策課	サロンおよび地域お茶の間創造事業の居場所づくりの開催か所数が増えるよう支援していきます。	サロンは、66か所開催しました。地域お茶の間創造事業では、居場所づくりだけでなく、訪問による見守り活動も実施しました。	サロンおよび地域お茶の間創造事業の多世代交流が実施できるよう社会福祉協議会と連携を図りながら補助金制度の検討を行います。	サロンおよび地域お茶の間創造事業の居場所づくりの開催か所数が増えるよう支援していきます。
5-(3)-11	スポーツ少年団の育成等	自然に親しむ事業や交流会等、種目を越えた交流や団員相互の活動の活性化を図るとともに、各種大会への派遣と奨励助成を行います。	スポーツ推進課	件数:5件	件数:3件 ・サッカー ・ホッケー ・野球	市内の同一種目の単位団が限られているため、大幅な増加が見込めないことが課題です。	件数:5件
5-(3)-12	幼児、児童向けスポーツ教室の充実	総合型地域スポーツクラブによる体験教室等、幼児、児童向けの教室等を充実して参加を促進します。	スポーツ推進課	幼児、児童向けの教室の拡充に向け、総合型地域スポーツクラブの教室開催の経費を補助します。	総合型地域スポーツクラブ育成補助金:2,000千円	子どもの参加はもとより、子育て世代でも気軽に参加できる教室の充実が課題です。	幅広い世代が参加できる教室の拡充を目的にその経費の補助を行います。補助金:2,000千円
5-(3)-13	総合型地域スポーツクラブの充実	いつでも誰でも気軽にスポーツを楽しむことができ、スポーツを通じて健康で明るい生活、仲間づくり、地域づくりを目指し、子どもから高齢者までを対象とした様々な教室を開講します。 ・地域・会員のニーズを踏まえた魅力あるスポーツメニューの提供や体験プログラムの開発を行い、新たな会員を取り込むとともに、会員の定着を図ります。 ・カモンスーツクラブ・いびきスポーツクラブ・MOSスポーツクラブ・近江スポーツクラブ	スポーツ推進課	会員数:1,500人	会員数:972人 いびき 246人 カモン 380人 近江 220人 MOS 146人	コロナ禍による影響と、少子高齢化による会員数の減少がみられます。様々なニーズに対応したプログラムの充実と、市の広報媒体を活用した積極的な会員確保が必要です。	会員数:1,200人
5-(4)-1	保育体験の充実	中学校の技術・家庭科を中心に、幼児の成長や家族・家庭に関する学習を進める中で、人間が心身ともに成長し、家族の一員としての役割を果たすことの意義や周囲の人々との人間関係の大切さ等を理解し、より良い生活を主体的に工夫できる能力と態度を育てることを狙いとした授業を、各学校の特質に応じた内容や方法で実施していきます。	学校教育課	将来、家庭を築き、社会を支える子どもたちに、男女が協力して子どもを育てるという家族の基本的な機能について考えさせる機会を設けます。また、乳幼児の発達の特徴に関心を持ち、子どもに関わる意欲や能力、実践的な態度を身につけさせる機会を設けます。	市内4中学校の家庭科の授業において、保育実習は実施しました。2校はコロナの影響で実施できませんでしたが、幼児の発達と生活について学習し、幼児への理解を深めました。	男女が協力して子どもを生育するという家族の基本的な機能について考えさせる機会を設けます。また、乳幼児の発達の特徴に関心を持ち、子どもに関わる意欲や能力、実践的な態度を身につけるような指導します。	将来、家庭を築き、社会を支える子どもたちに、男女が協力して子どもを育てるという家族の基本的な機能について考えさせる機会を設けます。また、乳幼児の発達の特徴に関心を持ち、子どもに関わる意欲や能力、実践的な態度を身につけさせる機会を設けます。
5-(4)-2	職場体験の促進	中学校2年時において5日間以上の職場体験を実施し、働く大人の生きざまに触れたり、自分の生き方を考えたりする機会を与え、自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てていきます。	学校教育課	学校教育の様々な教育とキャリア教育を関係づけ、自分の進路を選択できる力や将来、社会人として自立できる力を育むことで、夢と志を育てる児童生徒の育成をめざす。中学生チャレンジウィークは、キャリア教育の一環として、貴重な体験であるため、組織的・系統的な取組を推進します。	コロナ禍により、縮小気味となりましたが、市内中学校6校で実施、合わせて講演会やマナー講座、発表会を実施することで、キャリア教育を展開しました。	日ごろの教育活動の中で、キャリア教育を意識しながら組織的・系統的・計画的に取り組みを進めていく。チャレンジウィークに関しては、事業所の開拓などを進め、より多くの選択肢を生徒が持てるようにする必要があります。	学校教育の様々な教育とキャリア教育を関係づけ、自分の進路を選択できる力や将来、社会人として自立できる力を育むことで、夢と志を育てる児童生徒の育成をめざす。中学生チャレンジウィークは、キャリア教育の一環として、貴重な体験であるため、組織的・系統的な取組を推進します。
5-(4)-3	男女共同による子育て意識の醸成	男女を問わず、全ての人々の人権が平等に尊重され、差別や偏見のない社会を築くために、人権教育・啓発の重要性を認識し、全市民、特に次世代を担う子どもたちを対象に積極的な意識啓発を行います。 ・男女共同参画センターで啓発物品の配布 ・小中学校での男女共同参画副読本の活用	人権政策課	小中学校での男女共同参画副読本活用率の増加 啓発物品の配布等	・小中学校での男女共同参画副読本活用率:令和4年度実績:40.0% ・市内商業施設での街頭啓発を予定していたが、コロナ禍のため、市内事業所に啓発物資を配布しました。	教職員を対象にした研修を充実する必要があります。	小中学校での男女共同参画副読本活用率の増加 啓発物品の配布等
			学校教育課	小中学校での男女共同参画副読本教材の活用率上昇のための啓発を行います。また、小中学校へさまざまな啓発物等の配布を行います。	小中学校における男女共同参画の副読本の利用率 令和4年度実績 40%	副読本は配布していますが、実際の授業においては子どもたちの実情に応じ、別の教材等を利用している場合もあります。	小中学校での男女共同参画副読本教材の活用率上昇のための啓発を行います。また、小中学校へさまざまな啓発物等の配布を行います。
5-(4)-4	結婚相談の実施	明るく住み良い家庭をつくり、未来につながるまちづくりを進めるため、未婚者の登録や紹介を行うなど、結婚相談を実施します。お見合いの促進等出会いの場の創出により、成婚数の増加につなげます。	子育て支援課	結婚相談事業を通じた年間婚姻成立件数:年間3件	・結婚相談員(16人)を委嘱し、結婚相談員相互の連携強化を図りながら相談者の支援を行いました。 ・相談会場を山東支所から本庁舎に変更したことにより相談者が増加しました。 ・結婚相談窓口開設 31回 相談者数 133人(前年度比+29人) ・お見合い数 32組(前年度比+14人) 結婚成立 1組	相談所登録者と相談員との交流会を実施し、婚活に対する相談に乗ったり、結婚に向けたアドバイスを行いました。婚活パーティ等の事業実施に向けて検討が必要です。AIマッチングシステムを用いた県の結婚支援施策との連携を行う必要があります。	結婚相談事業を通じた年間婚姻成立件数:年間3件

No	事業名	事業内容・方針・目標	所管課	令和4年度実施目標	令和4年度進捗状況	次年度に向けた課題・改善点等	令和5年度実施目標
5-(4)-5	【新規】 空き家を活用した子育て世代の移住定住支援	びわ湖の素・米原住宅リフォーム補助金制度などにより、子育て世帯等の移住定住による地域コミュニティの活性化を促進します。	シティセールス課	・空家リフォーム補助金(補助率2/3、上限100万円) 10件 ・空家家財処分等補助金(補助率1/3、上限5万円) 10件	活用実績 ・空家リフォーム補助金 5件 ・空家家財処分等補助金 9件	空家リフォーム補助金においては、国庫補助金が財源となっているため、最低でも10年間当該物件に住んでもらう必要がありますが、やむを得ない理由で転居が必要となり、補助金返還が生じる場合が考えられます。	空家リフォーム補助金 10件 空家家財処分等補助金 10件
			農政商工課	びわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金 ・補助率:定額10万円+子育て世帯・創出エネルギー改修ごとに5万円を加算 目標60件	びわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金 交付実績115件	創出エネルギー改修の加算を廃止	びわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金 ・補助率:定額10万円+子育て世帯の加算5万円 目標60件